

## 平成24年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月6日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○自治功労表彰式	6
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○町長の施政方針	7
○選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について	11
○発議第 1号 板倉町の中期事業推進計画を議会の議決案件として定める条例の制定 について	11
○発議第 2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める 意見書の提出について	12
○議案第 1号 板倉町税条例の一部改正について	13
○議案第 2号 板倉町介護保険条例の一部改正について	15
○議案第 3号 板倉町農業災害対策特別措置条例の一部改正について	16
○議案第 4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について	17
○議案第 5号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について	18
○議案第 6号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について	18
○議案第 7号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について	19
○議案第 8号 板倉町下水道事業施設の設置に関する条例の一部改正について	21
○議案第 9号 第1次板倉町中期事業推進計画について	22
○議案第10号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について	26
○議案第11号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	26

○議案第12号	板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について	26
○議案第13号	板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	26
○議案第14号	町道路線の廃止について	29
○議案第15号	町道路線の認定について	31
○議案第16号	平成23年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について	32
○議案第17号	平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	49
○議案第18号	平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	51
○議案第19号	平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	56
○議案第20号	平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	57
○議案第21号	平成23年度板倉町水道事業会計補正予算(第3号)について	58
○議案第22号	平成24年度板倉町一般会計予算について	59
○議案第23号	平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	59
○議案第24号	平成24年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	59
○議案第25号	平成24年度板倉町介護保険特別会計予算について	59
○議案第26号	平成24年度板倉町下水道事業特別会計予算について	59
○議案第27号	平成24年度板倉町水道事業会計予算について	59
○陳情第1号	町道3168号線拡幅整備について	72
○散会の宣告		72
散会	(午後 3時40分)	72

第2日 3月7日(水曜日)

○議事日程		73
○出席議員		73
○欠席議員		73
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		73
○職務のため出席した者の職氏名		73
開議	(午前 9時00分)	75
○開議の宣告		75
○一般質問		75
青木秀夫君		75
延山宗一君		86
今村好市君		99
黒野一郎君		113
○散会の宣告		126

散 会 (午後 2時30分) ..... 1 2 6

第11日 3月16日(金曜日)

○議事日程 ..... 1 2 7

○出席議員 ..... 1 2 7

○欠席議員 ..... 1 2 7

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... 1 2 7

○職務のため出席した者の職氏名 ..... 1 2 8

開 議 (午前 9時00分) ..... 1 2 9

○開議の宣告 ..... 1 2 9

○諸般の報告 ..... 1 2 9

○議案の訂正について(議案第2号 板倉町介護保険条例の一部改正についての一部訂正) ..... 1 2 9

○議案第 2号 板倉町介護保険条例の一部改正について ..... 1 3 0

○議案第 9号 第1次板倉町中期事業推進計画について ..... 1 3 3

○議案第22号 平成24年度板倉町一般会計予算について ..... 1 3 3

○議案第23号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について ..... 1 5 7

○議案第24号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計予算について ..... 1 5 8

○議案第25号 平成24年度板倉町介護保険特別会計予算について ..... 1 5 9

○議案第26号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計予算について ..... 1 6 6

○議案第27号 平成24年度板倉町水道事業会計予算について ..... 1 6 7

○議案第28号 議決事項の一部変更(平成23年度板倉町一般会計補正予算(第6号)) ..... 1 6 7

○常任委員会委員長報告 ..... 1 6 8

○陳情第 1号 町道3168号線拡幅整備について ..... 1 6 9

○閉会中の継続調査・審査について ..... 1 6 9

○発言の訂正 ..... 1 6 9

○閉会の宣告 ..... 1 7 0

閉 会 (午後 1時57分) ..... 1 7 0

板倉町告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成24年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月1日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成24年3月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 1 名 )

1 番	今 村 好 市 君	2 番	荒 井 英 世 君
3 番	川 野 辺 達 也 君	4 番	延 山 宗 一 君
5 番	小 森 谷 幸 雄 君	7 番	黒 野 一 郎 君
8 番	市 川 初 江 さん	9 番	青 木 秀 夫 君
1 0 番	秋 山 豊 子 さん	1 1 番	荻 野 美 友 君
1 2 番	野 中 嘉 之 君		

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成24年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月6日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 発議第 1号 板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例の制定について
- 日程第 6 発議第 2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第 7 議案第 1号 板倉町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2号 板倉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3号 板倉町農業災害対策特別措置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 5号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 7号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 8号 板倉町下水道事業施設の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 第1次板倉町中期事業推進計画について
- 日程第16 議案第10号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第11号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第12号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第13号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第14号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第16号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第23 議案第17号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第18号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第19号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第20号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第21号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第22号 平成24年度板倉町一般会計予算について
- 日程第29 議案第23号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第30 議案第24号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
 日程第31 議案第25号 平成24年度板倉町介護保険特別会計予算について  
 日程第32 議案第26号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計予算について  
 日程第33 議案第27号 平成24年度板倉町水道事業会計予算について  
 日程第34 陳情第1号 町道3168号線拡幅整備について
- 

○出席議員（11名）

1番	今村好市君	2番	荒井英世君
3番	川野辺達也君	4番	延山宗一君
5番	小森谷幸雄君	7番	黒野一郎君
8番	市川初江さん	9番	青木秀夫君
10番	秋山豊子さん	11番	荻野美友君
12番	野中嘉之君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木実君
総務課長	田口茂君
企画財政課長	中里重義君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	鈴木渡君
福祉課長	永井政由君
健康介護課長	小嶋栄君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	小野田国雄君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 教育事務局長	根岸一仁君
農業委員会 農事事務局長	山口秀雄君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一
庶務議事係長	伊藤泰年

行政安全係長兼  
議事事務局書記

根 岸 光 男



### ○自治功勞表彰式

○事務局長（小野田吉一君）　ここで、定例会前でございますけれども、群馬県町村議会議長会会長表彰の伝達式を行いたいと思います。

このたびの受賞者は青木秀夫議員でございます。野中議長から伝達を行いますので、前のほうへお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君）　それでは、私のほうから、かわりまして伝達をさせていただきます。

表彰状。板倉町議会、青木秀夫殿。

あなたは多年議会議員として、地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成24年2月22日。群馬県町村議会議長会会長、高橋正。代読。（拍手）

○事務局長（小野田吉一君）　以上で表彰状の伝達式を終わります。

---

開　　会　　（午前　9時00分）

### ○開会の宣告

○議長（野中嘉之君）　おはようございます。

ただいまから告示第13号をもって招集されました平成24年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君）　それでは、日程に入る前に先立ち、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は27件であります。また、請願・陳情については、お手元の文書表のとおり陳情1件が提出されております。さらに、選挙1件、議員発議2件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君）　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

1番　今村好市君

2番　荒井英世君

を指名いたします。

---

## ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月29日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件については、2月29日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月6日から16日までの11日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。次に、発議第1号及び第2号について審議決定をいたします。次に、議案第1号、議案第3号から議案第8号、議案第10号から議案第21号までについて、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。さらに、議案第2号、議案第9号、議案第22号から議案第27号についてですが、本日は提案者からの議案の説明のみといたします。審議決定は、最終日の16日に行います。

第2日目の7日は、一般質問を行います。

第3日目の8日は、午前中に総務文教福祉常任委員会で所管事務調査を行い、午後は産業建設生活常任委員会で付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の9日から第6日目の11日までは、休会といたします。

休会明けの3月12日は、総務文教福祉常任委員会を、翌日13日を休会とし、14日には産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

第10日目の15日は、休会とし、最終日の16日は議案第2号、議案第9号、議案第22号から議案第27号について審議決定をいたします。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から16日までの11日間と決定いたしました。

---

## ○町長の施政方針

○議長（野中嘉之君） 日程第3、町長より平成24年度の施政方針を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日は、平成24年第1回定例議会を招集いたしましたところ、

議員各位にはご多忙の中出席を賜り、お礼を申し上げます。

また、ただいまは3期目、青木議員さんにおかれましては、県議会議長会会長表彰、自治功労10年以上という表彰をお受けになられまして、その活動歴、内容等、その評価がたたえられましたことを心からお祝いを申し上げたいと思います。また、これを契機に、さらに当町のためにご活躍をいただきますよう、あわせてお願いを申し上げるところでございます。おめでとうございます。

さて、議員各位にご指導をいただきながら、平成24年もあつという間に3月に入りまして、早いもので昨年の大震災、3月11日まであと5日のところまでまいっております。この1年、被災をされた東日本一帯の皆様にとりましては、経験をされたことのない時間、時の長さであったろうと思いますし、また復旧、復興の面から見ますと、逆に時がとまった状況が依然として続いているわけでありまして、いまだ行方不明者が3,000人余を数え、瓦れき処理あるいは汚染の問題もままならない状況を見ますとき、最大級のお見舞いあるいはご同情を申し上げるところであります。

皮肉なことに地球温暖化の影響でありましょうか、暖冬と予想されていたこの冬も記録的な豪雪あるいは低温が続いておりまして、当地域においても梅の花の開花もややおくれぎみのような気がいたしますが、現地では豪雪対策や低温を防ぐための暖房費用の増大等々大きな課題となっておるようでございまして、家庭経済を逼迫しつつあると、そういった情報も事実のようでございます。加えて、過疎化あるいは高齢化の進んだ地域では、雪かきといいましょうか、雪おろしといいましょうか、そういったこともできないことから、家屋の倒壊や集落の孤立あるいは食料の確保の心配まで起きている地域もあるということでありまして、これまた自然災害の驚異にさらされている状況であります。

3.11東日本大震災や津波は、何百年に1度の一定の周期で繰り返す自然災害に位置づけられるわけですが、データにより、そういったものも明らかになっておりますが、原発事故による放射能汚染については、人災との評価がどうしても避けられないようでありまして、これこそ日本人としての未曾有の体験であり、被災当日から今日に至るまでのその対応は、まさに後手後手に回っている状況が、一定の振り返った時点で明らかになってきておりまして、いつかは、首都圏をも含む東日本全体が放射能拡散により、廃墟となる可能性も十分あり得た、そういった緊張状態だったことも最近明らかになりまして、原子力事故の恐ろしさに国民の多くが震え上がった状況もございました。

また、物質文明を享受して久しい私たちでございまして、こういった突発した原発事故等を経験したことによりましてエネルギー不足の対応を余儀なくされ、さらに、いつも申し上げるのですが、空気や水や食や大地と、改めてその一つでも不健全であるとき、人間としての生存に対して危機的状況に陥るということも、既に実証、体験をいたしたことであります。近代化された我々の社会生活も、言ってみれば砂上の楼閣であることに気づかされたところであります。2万人にも及ぶ犠牲の上で、結果的に教訓として学ばせていただいたものが、言ってみれば自然の偉大さあるいは脅威あるいは環境がこれほどまでに大事なものであることの大切さ、人と人との強い結びつきの大事さと、そういった科学万能主義にどっぷり浸かった我々の考え方の、もしかすると落とし穴であった部分の再認識に大きく役立ったということになるわけでありまして、それは考えてみると、余りに大きな代償であったと思うところであります。

変わりますが、ギリシャ経済の破綻に端を発した欧州危機、ユーロ危機とも言われましたが、それによる円高、それ以前から失われた10年と言われ、リーマンショックから脱出し切れずにいた不況、少し頭を幾分

か持ち上げる状況に入ったかなと思ったそういった時期、あるいは安い労働力を海外に求めた企業の空洞化、日本を抜いたと言われております経済大国となった中国の台頭、少子高齢化による経済活力の減退、米国によるTPPを初めとする完全自由化の攻勢と日本を取り巻く世界情勢は、日に日に複雑化の様相を呈しております、厳しさの増大要因となっております。

国内においては、東日本大震災により電力不足、風評被害、被災地での経済活動の停止あるいは先行き不安による企業投資の減退、その他政治の困難等々によりまして、長引く不況からの脱出機運にあった国の経済力は、大きく現在後退を余儀なくされております。加えて、鳩山、菅、野田と目まぐるしくかわる民主党政権の混乱ぶり、言いかえると何も決められない政治、公約も実現できない政治あるいは信頼も失墜をした政治、そういった国民的感情無視の状況が不況状態に拍車をかけているというのも否めない事実であり、先進国内における我が国の政治、経済面からの位置づけは、沈下するばかりの厳しい状況でございます。

幸い今月に入って復興需要の影響かあるいは欧州諸国のギリシャに対する協調財政支援介入といいましようか、そういった影響か、株価の上昇や円安、企業3月期決算の上方修正等々明るい兆しも出始めたとの評もあることから、今年度、新年度上四半期に好転の兆しをつないでいただきたいという、そういった望みも持ちたいものであります。

しかし、原発事故そのもの、また除染あるいは電力の供給の不安定さ、被災地補償問題、復旧、復興の問題、プラス・マイナスいろいろ要因を抱えておるわけでありますので、そういった経済政策により、20兆円とも言われる震災対策関連予算が、我々の町政運営にどう影響してくるのか、注視をしていきたいとも思っているところでございます。

23年度、我が町におきましては、当初予算にプラスいたしまして3.11震災対策関連費用を補正で計上しながら、屋根がわら損傷見舞金を初めとし、自然災害に対しての防災備品の充実、放射線測定器の購入等ハードの対応を図りながら、風評被害対策、飲料水、農産物、田畑、学校校庭、浄化汚泥、プール、町内約100カ所以上の放射能汚染状況のそういった測定を実施をいたしながら、一部測定値が高い場所につきましては、指針ののっとなって除染作業もソフト面とあわせて実行し、町民目線での安全、安心に努めてまいりましたのを皮切りに、継続事業である国道354号線延伸、八間樋橋架け替え、生活圈道路の整備、ニュータウンに関する企業、商業誘致活動等に精力的に対応し、また新規事業として予定された中学校体育館耐震大規模改修工事、あわせて南面グラウンドや弓道場の整備、中央公民館の耐震診断、文化財資料館の移転、小中学校エアコン設置等々、計画どおり実行することができました。

加えて、関東初の重要文化的景観の選定あるいは第1次中期事業推進計画の策定、業務改善を目的とした事務事業評価の実施等々ソフト事業にも努力してまいっております。その中であって、福祉分野における高齢化による介護給付費の増大に伴い、保険料の改定にどうしても踏み込まざるを得ず、また広域一部事務組合事業では、厚生病院の耐震改築や1市2町ごみ処理施設の新設等に向けて大きく前進、具体化した年でもあるわけであります。しかし、問題視をされていた厚生病院の診療体制の不備が、努力のいかなく、さらに整形外科の医師引き揚げが年度途中で再燃いたしまして、この先80億円前後投入予定とされております耐震改築事業の踏み出しに、暗い影を落とそうとしている現状から、管理者一堂不退転の決意で、その対応に全力を挙げているところであります。

また、時を同じくして、当町の宿命的課題でもあります水災害に対して、万が一の場合でも死亡者ゼロを

目指し、従来の防災訓練に加えて避難訓練を実施し、これを機会に実効ある訓練の第1歩として、実際に動く自主防災組織の構築、板倉防災の啓蒙運動を開始いたしました。リーダーの養成、町民全体への防災の意識づけをねらいとし、継続は力という目標を旨として、この先出前講座といいましょうか、出前講習が中心となることから、職員にも大変な負担にはなると思っておりますが、頑張ってくださいと予定であります。

これらの経緯を踏まえながら、積年の課題であった庁舎建設を具体化するために、まず心の準備とでも表現いたしましょうか、財源あるいは予定地、必要面積、機能、計画年数、建設組織、町民意見の反映等あるいはそういったその他の問題等も含めて、近隣市町の建設に至る参考例を研究してまいりました。その結果から、向こう4年間に建設着手も可能との推論を得ました。そういうことでありますので、庁舎建設発言を最近させていただきましたが、そういった経緯となっておりますのでございます。

24年度の予算につきましては、以上のような23年度の経緯を踏まえ、ニュータウン関連誘致事業を筆頭に、国道354号線バイパスの延伸、八間樋橋架け替え、生活関連道路の整備継続事業等を中心に、南北小学校給水施設の更新、渡良瀬野球場2面の改良整備、遊休農地の対策等々ハード事業を進めながら、庁舎建設に関する具体的委員会の立ち上げ及び計画策定、現状4地区の水道施設老朽化に対する改善計画、これは広域化の研究もし始めておりますので、それらも含めた研究あるいは商工会との連携、いわゆる後継者対策、これは商工業あるいは農業も含めての後継者対策、安定的な国保及び介護保険事業の推進、少子高齢化に伴う福祉事業の充実、重要文化的景観選定を受けてのPRと観光事業化推進への取り組み、そして何より水防災事業の強化、継続、渡良瀬利根架橋推進協議会設立事業等、その他の諸事業とあわせて展開するための予算計上としたところであります。

一般会計におきましては、総額51億5,000万円程度、前年比マイナス約6%強の当初予算案となりましたが、幸い各小中学校耐震補強大規模改修工事等大きな予算を必要とする学校関連の工事が一段落をしたことから、実質内容面においては、過去二、三年と比較をしてみても遜色のないものと、私自身は理解をいたしております。

24年度におきましても、民間経済が厳しさを増す中、しかも国政そのものが国民無視の政争の繰り返しにより、身を切る改革もほとんど実施されない中で、増税論議優先の姿勢に2大政党の信頼の失墜も極限に達しておるような状況も見える昨今でございますので、新たな政治集団も巻き込みそうな、そんな常在戦場の様相も特に呈しつつあるようであります。

そういった中で、我が町におきましては、そのような背景を踏まえ、信頼される役場あるいは町民に対して率先垂範、模範となる職員の醸成を図りながら、透明性をさらに高め、公平、公正を基本とした町民の意見をスピーディーに反映できる思いやりのある行政を目指し、現実直視あるいは生活重視という私のモットーの精神に向かって頑張りたいと思っておりますので、議員各位にもあわせてご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会には、議案第1号から第27号まで上程させていただきましたので、慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げます、所信の表明と招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 町長の平成24年度施政方針演説が終わりました。

○選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（野中嘉之君） これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、板倉町大字除川1201番地の2、菅井弘君、板倉町大字大高嶋536番地、齋藤壽男君、板倉町大字海老瀬6098番地、飯田勝美君、板倉町大字大高嶋517番地の3、松島嘉市君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菅井弘君、齋藤壽男君、飯田勝美君、松島嘉市君、以上の諸君が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の指名をいたします。

第1位 板倉町大字海老瀬2962番地、武政政雄君。

第2位 板倉町大字板倉2419番地の1、大橋登君。

第3位 板倉町大字大曲1147番地、大出彰君。

第4位 板倉町大字岩田948番地の2、川野辺純一君。

以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました武政政雄君、大橋登君、大出彰君、川野辺純一君、以上の諸君が補充員に当選されました。

---

○発議第1号 板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例の制定に

ついて

○議長（野中嘉之君） 日程第5、発議第1号 板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例の制定についてを議題とし、提出者より趣旨の説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） それでは、提案理由を申し上げます。

発議第1号 板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例についてご説明させていただきます。

昨年5月の地方自治法の改正により、地方自治体の総合計画の基本構想策定の義務づけが撤廃されたことを受けまして、計画そのものの議会の議決もなくなったわけでございます。私たち議会としましては、現在、町が策定している新しい総合計画とも言える板倉町中期事業推進計画が、町の将来の根幹となる計画であることから、この計画を議会で十分に審議し、議会としての責任を果たすべく、議会の議決事件として定める条例を制定するものでございます。

また、私ども議会では議会改革特別委員会の中で、今後の町の重要な計画については、十分な審議と責任を果たすべく議決をしてまいりたいと考えております。その基本となるのが議会基本条例であると思っておりますが、現在、議会基本条例の制定までには時間がかかりますので、今回はこの板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例を制定して、責任を果たしてまいりたいと考えております。

条文の内容でございますが、第1条では、先ほどご説明いたしました目的を、第2条では計画の議決を明記させていただきました。

以上を申し上げ、提案者の説明とさせていただきますが、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

○発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃

止を求める意見書の提出についてを議題とし、提出者より趣旨の説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） それでは、趣旨説明いたします。

発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出についてご説明させていただきます。

この意見書の提出に関しましては、本年1月30日に群馬県議会議長と県内市町村議会議長の交流会が開催された折、県議会議長から提案されたものでありまして、全会一致で提出することになったものでございます。

内容といたしましては、現在、群馬県内の全市町村が実施しております福祉医療の助成制度がございます。中学校卒業までの子供に対する医療費無料化が主なものでございますが、国はこの部分について国民健康保険の国庫負担金の減額措置をとるとしております。群馬県では、「子どもを育てるなら群馬県」という思いで、全市町村がこの制度を理解して実施しております。現在、現社会の少子化対策や子育て環境の充実に大きな役割を果たしている制度でございますので、私ども板倉町議会といたしましても、国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書を提出したいと考えておりますので、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 次に、提出された意見書を局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第1号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第1号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]



○町長（栗原 実君） それでは、議案第1号について、板倉町税条例の一部改正についてでございますが、提案を申し上げたいと思います。

本案につきましては、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための対策に必要な財源の確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、町税条例の一部改正を行おうとするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） お世話になります。それでは、板倉町税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由で町長が申した内容でございますけれども、内容に沿って説明させていただきます。

まず、1ページでございますが、板倉町税条例の一部を改正する条例の見出しの1行目、2行目でございますが、この内容につきましては施行規則の改正に伴い条ずれが生じたため、修正する内容でございます。

次の3行目、4行目、第95条中以下でございますが、これにつきましては法人の実効税率の引き下げにより、法人住民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により法人事業税は増収となり、都道府県に増収、市町村に減収が生じるために、都道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することで、都道府県と市町村の増減収の調整を行うものでありまして、4,618円を644円増額いたしまして5,262円とするものでございます。

5条の第9条削除、これにつきましては分離課税に係る所得割の額の特例等の改正に伴う規定整備でございまして、昭和42年1月からの現年課税化の際、現年課税化による1年早い徴収により運用益が失われること等を理由に、当分の間の措置といたしまして導入されておりましたが、最近の金利情勢等を踏まえ特例を廃止するものでございます。

6行目の附則第16条の2以降でございますが、これにつきましては先ほどたばこ税を申し上げましたが、旧3級品の製造たばこについて、第95条と同様の趣旨によりまして、2,190円を305円引き上げまして2,495円とするものでございます。

次の7行目から下から3行目までの17行目でございますが、これにつきましては東日本大震災に係る雑損控除等の特例の改正に伴う規定整備でございまして、災害により住宅家財等に損失が生じた場合に、雑損控除の対象となる災害関連支出につきまして、大規模災害等の場合は災害がやんだ日から3年以内の支出とするものでございます。また、あわせて用語の定義や法律及び政令の規定内容の整備等を行っております。

1ページの下から2行目から、次の2ページの2行目まででございます。この内容につきましては、東日本大震災からの復興に関しまして、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の新設でございまして、平成26年度から平成35年度までの10年間、各年度分の個人の町民税均等割額を500円加算した額とするものでございます。

次の2ページの3行目以降でございますが、これについては附則の施行期日でございます。(1)につきましては退職手当に係るものでございまして、平成25年1月1日から施行するものでございます。

(2) につきましては、たばこ税に係るものでございまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

中ほどの第2条につきましては町民税に関する経過措置でございまして、第3条につきましては町たばこ税に関する経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、決定賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第2号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○議長(野中嘉之君) 日程第8、議案第2号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 議案第2号 板倉町介護保険条例の一部改正についてということでございます。

本案につきましては、今後、団塊の世代が高齢期に達することから、高齢化率が25%を超え、総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれております。これに伴い、介護認定者数も増加が推計され、介護給付費も年々増加することが想定されております。今後の介護保険事業の安定化と財政の健全化のため、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

○健康介護課長(小嶋 栄君) それでは、議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本改正は、平成24年度から26年度までの介護保険料の年額を改正するものでございます。改正条例の2行

目をお願いいたします。改正内容としましては、第2条中、平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改め、介護保険料の第1段階から第6段階の年額であります。同条第1号中2万1,000円を2万8,200円に、同条2号中2万1,000円を2万8,200円に、同条3号中3万1,500円を4万2,300円に、同条4号中4万2,000円を5万6,400円に、同条5号中5万2,500円を7万500円に、同条6号中6万3,000円を8万4,600円にそれぞれ改めるものであります。

附則であります。1としまして施行期日は平成24年4月1日であります。

2ですが、本改正の経過措置を定めるものであります。

3であります。介護保険料第3段階の軽減措置でありまして、年額4万2,300円を3万6,600円とするものであります。

2ページをお願いいたします。4であります。介護保険料第4段階の軽減措置でありまして、年額5万6,400円を4万7,900円とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

この関係につきましては、本定例会最終日に審議決定することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号につきましては、本定例会最終日に審議決定することといたします。

---

### ○議案第3号 板倉町農業災害対策特別措置条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第3号 板倉町農業災害対策特別措置条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第3号 板倉町農業災害対策特別措置条例の一部改正についてでございます。

近年、温暖化等の気象変動によりまして、気象災害の形態あるいは頻度あるいは災害の重さといいたまうか大きさといたまうか、程度等が変化してきておりまして、多発化する竜巻等の局地的災害や一昨年夏の水稻の高温被害などの新たな形態の農業災害に対し、現行の条文では対応が非常に難しい状況が生じておりまして、改善するため、町条例の基本事項を規定する群馬県農漁業災害対策特別措置条例について一部改正が行われ、平成24年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものでございます。

以上がすべてでございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。これについては、担当課長の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてでございます。

本案は、この町条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成24年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的な改正箇所については、2点ございます。いずれも条例の附則にかかわる部分ですが、まず1点目は借りかえ制度が利用できる融資の申し込み期間を1年間延長するものであります。

2点目としては、借りかえが利用できない場合、制度の上限を超える融資期間延長の申請できる期間を1年延長するものでございます。

以上、担当課長の説明はございませんが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第5号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第5号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第5号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、風景条例に基づき風景審議会を設置するに当たり、その委員報酬を板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中に新たに風景審議会委員の日額を定めるものであります。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとするものであります。

以上でございますので、担当課長の説明はございません。よろしく審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第6号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第6号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第6号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

今回、条例の一部改正をお願いいたしますのは、近年の全国的な地価水準の変動に伴い、平成23年度4月に道路法施行令の一部を改正する法令が施行され、道路占用料が改正されたところでございます。地価の

下落傾向は板倉町も同様なことから、条例の改正をするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第6号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、全国的な地価水準の変更に伴いまして、道路法施行令、占用料の根拠法令になりますけれども、占用料の減免、占用料金の一部改正する政令が施行されましたので、改正するものであります。占用料金につきましては、板倉町におきましても地価の下落傾向は同様であることから、板倉町道路占用料徴収条例の改正をするものであります。占用料の額につきましては、甲地、乙地、丙地の3区分になっております。町村は丙地になりますので、丙地の占用料で改正を行うものであります。

第4条、占用料の減免であります。道路法施行令の改正によりまして、第7条、第8号に掲げる応急仮設建築物を、7条第9号に改めるものであります。

次に、道路占用料金の改正であります。1ページから4ページまでが道路占用料金になります。道路法施行令の改正になりますが、地価の下落に伴い、道路占用料金を引き下げ改正するものであります。

引き下げの幅でございしますが、占用物件によって異なり、約15%から18%の引き下げの改正を行うものであります。

4ページをお願いいたします。附則であります。この条例は平成24年4月1日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第7号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とし、

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第7号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回、条例の一部改正をお願いいたしますのは、国の地方分権改革推進計画第1次一括法によりまして、公営住宅法並びに公営住宅法施行令が改正され、公営住宅入居者資格が改正されるため、従前の要件を維持するために条例の改正をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、同じく細部につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第7号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、国の第1次地域主権改革推進一括法により、公営住宅法第23条並びに公営住宅法施行令第6条が改正されることに伴いまして、公営住宅の入居者資格のうち同居親族要件が廃止され、入居者収入基準が改正されるため、条例の改正を行うものであります。現行の入居資格であります。単身者につきましては同居条件があります。高齢者、60歳以上、障害者につきましては同居の条件はありませんが、政令の改正で高齢者、障害者等の同居要件が廃止されることから、現行と同じ入居資格条件とするため改正をするものであります。

第5条、入居資格者等になりますが、政令で定めるものとして定められていましたが、一括法の施行に伴いまして、政令第6条による要件がなくなりますので、板倉町町営住宅管理条例施行規則に改めるものであります。

2号アからウが入居の収入基準になります。ア、入居者が身体障害者である場合、その他の政令第6条第4項で定める場合は、特に居住の安定を図る必要があるものにつきましては条例で定めるとありますので、21万4,000円と定めるものであります。これまでは政令で定める金額ということで規定をされていたわけでございますが、一括法の施行によりまして、条例で定めるものとされたことに伴いまして、政令にかわり収入基準額に改正をするものであります。

イにつきましても、同様に政令で定める金額を収入基準額に改正をするものであります。

ウも同様に、政令で定める金額を収入基準額に改正をするものであります。

5条に1項を加える内容であります。同居親族要件になります。一括法で政令第6条に同居親族要件の規定がなくなることから、条例で老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、同居しようとする親族があることを要しないことを定めるものであります。

附則であります。この条例は、平成24年4月1日から施行をするというものであります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第8号 板倉町下水道事業施設の設置に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第8号 板倉町下水道事業施設の設置に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第8号でございます。板倉町下水道事業施設の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、板倉ニュータウン事業の施行に伴い、板倉ニュータウン北地区の町区域が変更となりましたが、それに伴い板倉町水道浄化センターの所在地番が変更となりましたので、条例の一部を改正するものでございます。地番の変更ということでございます。

担当課長の説明はございませんが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10時20分より再開いたします。

休 憩 （午前10時05分）



---

再開 (午前10時20分)

○議長(野中嘉之君) 再開します。

---

○議案第9号 第1次板倉町中期事業推進計画について

○議長(野中嘉之君) 日程第15、議案第9号 第1次板倉町中期事業推進計画についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) それでは、引き続きお願い申し上げます。

議案第9号 第1次板倉町中期事業推進計画についての説明でございます。本案につきましては、板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例、第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本町は平成13年度に第4次板倉町総合計画を策定し、光と水とふれあいの学園都市・板倉を基本理念としてまちづくりを推進してまいりました。しかし、我が国では少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際的な金融不安も複雑に絡んだ経済の混乱など、社会情勢は絶え間なく変化しております。加えて、決して忘れることのできない東日本大震災の教訓により、人の生命と財産を守るための防災対策を構築し、災害に強いまちづくりの大切さと、福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質に対する安全、安心の確保が重要な課題となっております。

この第1次板倉町中期事業推進計画は、平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間として、こうした時代の潮流に的確に対応していくため、本町における現状と課題を的確にとらえながら、町の将来像であるみんなが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組むべき新しいまちづくりの指針として定めた基本的な考え方に基づき、施策を展開するものであります。

この計画の実現のためには、町民がともに支え合い、補完をしながら共生する考えのもと、持続ある発展と魅力あるまちづくりを進めることが必要でありますので、議員を初め多くの町民の参加と、なお一層のご理解、ご協力をお願いしていきたくと考えております。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) それでは、議案第9号 第1次板倉町中期事業推進計画の細部につきましてご説明申し上げます。

まず、本計画の構成を申し上げますと、第1編で総論、第2編で基本的な考え方、第3編で実施計画という構成で策定いたしましたものでございます。この中で、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例の第2条で定められた議決事項であります中期事業推進計画の基本的な事項に当たります第2編の基本的な考え方について、説明をさせていただきます。

まず、基本的な考え方が計画の15ページ、16ページにかかります第1章、板倉町の将来像の部分になります。この部分での説明でございますが、やはり町長が申し上げましたとおり、現在、我が国では少子高齢化、人口減少時代の到来、それから国際的な経済の混乱、さらには昨年3月11日の東日本大震災並びに福島原発事故のような自然あるいは人為的な大きな災害への対応など、自治体が避けて通れない時代の潮流に的確に対処、対応をするため、本計画の策定に当たりましては、本町における現状と課題をとらえ、あわせて一昨年に実施いたしました町民意識調査の結果を反映させつつ検証、検討した結果といたしまして、将来の町の姿をみんなが安心して暮らせるまちと定めるものでございます。

また、町の将来人口を推計いたしますと、本計画の最終年に当たります平成31年には、1万5,220人と減少することが予測をされるところでございます。この反面、同年の世帯数につきましては、核家族化の進行や単身高齢者の増加などによりまして、5,835世帯になると予測されるものでございます。このような背景がありまして、みんなが安心して暮らせるまちの実現に向けまして、17ページ、18ページになりますが、第2章施策の大綱におきまして、9つの基本目標と36の部門の施策を設けるものでございます。

19ページの第3章以降が、9つの基本目標と各部門ごとの施策を記述した部分でございますけれども、基本目標並びに各施策に関してのポイントを申し上げたいと思います。まず、19ページから22ページにございます防災・防犯につきましては、町民の防災と防犯の意識を高めること、それから地域単位の体制を整備することに主眼を置くものでございます。

次に、23ページから32ページになりますが、生活環境の部分におきましては、5つの分野で施策を整理してございます。まず、ごみの関係でございますが、循環型社会の構築とごみ処理の広域化も含めました適正なごみの収集と処理を図るものでございます。

次に、上水道の関係でございますが、老朽化した施設及び管路の更新とあわせて耐震化を図る等、災害対策に強い施設づくりを進めることを目標としております。

次に、水質浄化の関係でございますが、公共下水道事業では浄化センターの適正な運転、維持管理によりまして、放流水の水質確保と経費の削減に努めるものでございます。また、公共下水道処理区域以外におきましては、合併処理浄化槽の普及を進めるものでございます。

次に、交通安全への取り組みでございますが、こちらにつきましては幅広い年齢層を対象に、交通安全意識の高揚を図ること、カーブミラー等安全施設の整備等安全対策を推進しまして、事故の未然防止を目指すものでございます。

次に、消費生活に関する情報提供と相談体制の充実でございますが、これにつきましては消費者意識の啓発と知識の普及によりまして、やはり被害の未然防止を図ることに主眼を置くものでございます。

次に、保健・医療・介護・福祉の分野でございますが、こちらでは6項目に整理してございます。まず、1つ目の子育て環境支援の関係でございますが、民間保育所、学童クラブ等への支援の継続、それから町立保育所、児童館の充実を図ることにあわせて、老朽化した板倉保育園、北保育園の統廃合等の調査、研究を進めるところに主眼を置くものでございます。

次に、健康づくりや病気の予防の部分でございますが、こちらにつきましては住民の自主的な健康づくりを推進すること、生活習慣病の予防のための事業の実施、母子保健体制の整備に主眼を置いて取り組むものでございます。

次に、保険医療と医療環境の充実でございますが、こちらにつきましては館林厚生病院の整備、それから医師不足解消への取り組み、国民健康保険財政の健全化に努めるものでございます。

次に、高齢者の自立支援の部分でございますが、こちらにつきましては地域全体で高齢者への支援体制、ネットワークの整備を進めるもの、それから地域包括支援センターによる介護予防事業の実施、それとシルバー人材センターの充実のための支援を主眼としております。

次に、介護サービスの充実でございますが、介護に関する適切な認定とサービスの提供を促進するとともに、助成制度により介護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

次に、障害者・障害児の生活支援でございますが、障害者が自立した暮らしができるように各種助成制度の活用を促進するほかに、社会参加や就労の促進を図るための事業の展開を進めるものでございます。

次が教育・文化・スポーツの分野になりますが、ページにしますと45ページから54ページにかかります。ここでは5項目の部門に整理してございますが、まず小中学校の教育環境の向上につきましては、基礎学力の向上のための教育の推進、外国語教育の充実、家庭教育の推進を主眼とした施策を実施するものでございます。

次に、生涯学習と文化芸術活動の充実でございますが、これにつきましては多様化する価値観に対応した学習機会の充実、それから文化芸術に触れる機会の充実を図ることを主眼としているものでございます。

次に、青少年の健全育成でございます。こちらにつきましては、子ども会育成会連合会等関係組織、団体等と十分な連携を図りまして、地域ぐるみの健全育成を推進することを目指しているものでございます。

次に、文化財や伝統文化の保存・継承でございます。文化財等の保護、保存と理解を図り、郷土への愛着と誇りを持てる環境を醸成させることと、重要文化的景観の普及、啓発のための施策展開に主眼を置くものでございます。

次に、スポーツ活動の推進でございますが、スポーツを通じた健康づくりの推進、指導者、スポーツ団体の育成支援、施設の整備、充実を主な施策としております。

次に、55ページから60ページになりますが、環境保全の分野でございます。こちらでは3つの部門で整理してございます。

まず最初が、環境の保全と整備でございますが、これにつきましては大気、水の汚染監視による環境破壊の防止、それから遊水地を含みます河川等多様な生物の生息地の保全に努めること。また、福島第一原発事故によります放射性物質の長期間にわたる警戒の維持を主なものとするものでございます。

次に、地球温暖化対策でございますが、再生可能エネルギーの利用の促進、それから低炭素社会の実現に向けまして産・学・官連携による取り組みを検討すること等が主なものでございます。

次に、風景づくりでございますが、景観法に基づき制定されました町の風景計画並びに風景条例を基盤といたしまして、町民が町に対し愛着と誇りを持てる風景づくりのための施策を展開するものでございます。

次に、61ページから66ページになりますが、町の基盤整備に係る分野でございます。こちらでは3つの部門に整理してありますが、まず最初に道路網の整備と河川の管理でございます。これにつきましては、生活道路、陳情路線が主なものになると思いますが、それと八間樋橋の架け替えとアクセス道路の整備、それから国道354号線バイパス等の整備促進を図ることと、町長も申し上げたとおり、渡良瀬川と利根川への新たな架橋の検討で関係市との連携を進めることが主な施策でございます。

次に、2つ目としまして公共交通の整備でございますが、現在、近隣市町と協働して路線バスの運行をしておりますが、これを継続すること。それから、板倉東洋大前駅の利用促進では、快速電車の増発、最終電車の時刻の繰り下げ、また地下鉄の乗り入れの要望等を行っていくことを主な施策とするものでございます。

3つ目といたしまして、公園緑地などの維持管理でございますが、これにつきましては地域住民との協働による公園の維持管理の推進、遊具の点検による安全の確保。また水郷公園につきましては、植栽等四季を感じさせる花を咲かせられるような整備も含めた整備を主眼に置くものでございます。

次に、67ページから74ページになりますが、産業振興の分野でございます。こちらにつきましては、4部門に整理してございます。まず、1つ目が農業の振興でございますが、後継者の不足と遊休農地の解消でございます。それと、新鮮で安全な農畜産物の提供を進めるための施策を展開するものでございます。

2つ目に、商工業の振興でございますが、中小企業育成のための制度資金の低利融資、新規特産品開発に対する支援、販路の拡大及び市場の開拓のための施策を展開するものでございます。

3つ目といたしまして、板倉ニュータウン事業の推進でございます。産業用地及び商業用地への企業、商業の誘致の促進。また宅地分譲の促進を図るためでございますが、再生可能エネルギーを積極的に用いることを目指すなどの施策を実施していくものでございます。

4つ目といたしまして、観光振興でございますが、重要文化的景観、それからラムサール条約の湿地登録が現在進められております渡良瀬遊水地を活用する観光ルートの形成や、広域ネットワークの整備のための施策を中心に据えた展開を行うものでございます。

次に、75ページから80ページになりますが、住民参加の分野でございます。こちらは3項目の部門で整理してございます。

まず、1つ目が町民ボランティア活動の促進でございます。現在、社会福祉協議会ボランティアセンターが主体でいろいろなボランティア活動を進めておるわけでございますが、このボランティアセンター運営の支援、それからNPO法人等との連携を進めること、そのほか広く情報提供等啓発活動を行うものでございます。

次に、2つ目、地域コミュニティ活動の充実でございますが、自治組織であります行政区の自主的な活動を支援します。これは防災、防犯の関係も、当然自主防災組織として、行政区に大きな役割を担っていただくという面もございませうけれども、そういったもろもろの支援を進めまして、活性化を図れるように事業を展開するものでございます。

次に、3つ目でございますが、広聴・広報活動の充実でございます。これにつきましては、町民ニーズを的確に把握するということが非常に重要性が高いものでございまして、その把握に努めることと、あわせてそのニーズを町政に反映させるための懇談会等を中心に実施するものでございます。

次に、最後の分野になりますが、81ページから90ページにございます情報・行財政の分野でございますが、こちら、5つの部門に整理いたしました。

まず、1つ目が職員体制の適正化でございます。これにつきましては、計画的な職員の採用と、あわせて多様なニーズにこたえられるような職員の育成、人材育成を行うことが1つ。また、組織の活性化等を図るための施策を中心に進めていくというものでございます。

2つ目の財政の健全化でございますが、こちらにつきましては限られた財源を効果的に配分することを念

頭に置きまして、健全な財政運営を進めることとあわせまして、財政状況等を公表するための施策を実施するものでございます。

3点目といたしまして、情報公開と個人情報の保護でございますけれども、行政の透明性を高めるため、公開制度の普及と活用の促進を図ること。あわせまして、個人情報の保護の徹底を図ることを主眼としております。

4つ目としまして、事務の効率化、行政サービスの向上でございますが、この計画によります事業の実施計画の策定、さらには行政評価、これは事務事業評価ということでご理解いただきたいと思いますが、各事業の見直し等の検証結果をもとにいたしまして、事務処理の効率化、それからニーズに即した事業の実施等を図るものでございます。

それから、最後、役場庁舎の建設でございます。こちらにつきましては仮称でございますが、庁舎建設の基本計画検討委員会、さらには建設委員会等を設置しまして、建設に向けての計画の策定等一連の事務作業を進めるものでございます。目指すところは、平成27年度の着工ということでございます。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、この計画の基本的な考え方につきましてのポイントを説明させていただきました。よろしくご審議の上、最終日にはご決定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

この関係につきましては、本定例会最終日に審議決定することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号につきましては、本定例会最終日に審議決定することといたします。

---

○議案第10号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第11号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第12号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について

議案第13号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第10号から日程第19、議案第13号までは板倉町の社会福祉施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので、一括して町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、議案第10号から13号までは関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

議案第10号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第11号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、同じく議案第12号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について、同じく議案第13号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定についての4

議案でございます。

この4議案は、現在、板倉町社会福祉協議会に委託をしております板倉町総合老人福祉センター、板倉町デイサービスセンター、板倉町障害者生産活動センター、板倉町障害者デイサービスセンターの4施設が、平成24年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となることから、平成24年4月1日から同27年3月31日までの3年間で、新たに板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 続いて、担当課長からの説明も4議案一括して説明を求めます。

永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 議案第10号から議案第13号までの各福祉施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

地方自治法が平成15年9月2日に改正され、指定管理者制度が導入されましたことに伴いまして、平成18年4月から板倉町社会福祉協議会を指定管理者として現在に至っております。現在の指定期間であります、平成21年4月1日から平成24年3月と31日までの3年間でございます。指定管理者の指定につきましては、いずれの施設におきましても老人福祉法、障害者自立支援法、介護保険法等に基づく施設であり、条例に基づく指定管理者の基準をクリアできる社会福祉法人として、板倉町社会福祉協議会を指定してきました。

今回も板倉町社会福祉協議会を指定する理由であります、この4施設は同一敷地内に位置していること、また板倉町デイサービスセンターと板倉町社会福祉協議会が運営する小規模多機能居宅介護施設は、一体施設としての機能を有していること、また町との連携はもとより、地域住民や福祉団体と一体となって地域福祉の増進や社会福祉のための最先端の活動が実績にあります。以上の点から、今後も板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定することが、適正な運営につながるものと考えております。

指定管理4施設であります、板倉町総合老人福祉センター、板倉町デイサービスセンター、板倉町障害者生産活動センター、板倉町障害者デイサービスセンターの4施設であります。指定管理者となる団体ですが、板倉町大字板倉3411番地の1417、社会福祉法人板倉町社会福祉協議会、会長山岸秀男であります。指定の期間でありますけれども、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第15号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。

指定管理者の契約相手方については、適当かなというふうに思いますが、指定の期間3年間ということで、委託料については1年間どれぐらいなのか。後から出てくる債務負担行為がありますが、これは3年間の限度額を定めるのだと思いますが、単年度による委託料の概算についてはどれぐらいなのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 議員協議会のときにお示しした資料でございますけれども、22年度につきましては社会福祉協議会運営費補助金としまして1,608万1,000円、続きまして総合老人福祉センターの指定管理委託料2,110万3,000円、生産活動センター指定管理委託料ですが、2,283万8,000円、デイサービスセンターでございますけれども、815万1,000円。それからシルバー人材センターは、今後社団法人になりますので、補助金が、22年度ですけれども、199万5,000円となっております。

23年度につきましては、見込みですけれども、社会福祉協議会運営費補助金ですが2,063万円。続きまして老人福祉センターの指定管理委託料ですけれども、2,109万円。障害者デイサービスセンターでございますが、844万4,000円、これは23年度見込みでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 実績ではなくて、今後契約をする24年度以降を概算でお尋ねしたわけなのです。先ほど、後から出てくる一般会計の補正予算の中で債務負担行為を提案されていますね。あそこに3年間の額が出ていますので、当然、単年度の見込みの委託料については算出されているのだと思いますので、24年度だけでも結構ですので、24年度の各施設の委託料を、概算で結構ですから、教えていただきたいということです。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 申しわけございません。債務負担行為でございますけれども、3年間の委託料が計上されておりまして2,400万円。3年間で割り返しまして老人福祉センターの委託料が2,400万円、生産活動センターの委託料が2,700万円、デイサービスセンター管理委託料が2,400万円、ちょっと雑駁な金額でございますけれども、申しわけございません。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○1番（今村好市君） 結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第14号 町道路線の廃止について

○議長（野中嘉之君） 日程第20、議案第14号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の



説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第14号でございます。町道路線の廃止についてということでございます。

今回、廃止をお願いいたします路線は、町道の利用形態の変更に伴い廃止するものであります。

細部については、担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第14号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案説明の前に、申しわけありませんが、説明資料での説明をさせていただきます。

初めに、町道6202号線の道路区域であります。赤で塗りつぶしてある部分と緑で塗りつぶしてある部分が町道6202号線になります。廃止を予定をしている路線であります。赤で塗りつぶしてある部分になります。町道6202号線の赤で塗りつぶしてある部分の廃止を行いまして、板倉川沿いの町道6203号線に機能交換として拡幅整備をする計画であります。

現在、6202号線の利用状況でございますが、会社の西側への利用になりまして、主に3名の方が利用しているわけであります。廃止に伴いまして、3名の地権者に支障があるか確認を行い、板倉川沿いの町道6203号線を利用することについて、支障はないとの承諾をいただいております。

また、各手続関係であります。農地転用の状況では全体で6筆ありまして、1筆を残しまして転用済みになっております。残り1筆につきましては、3月には転用許可になる見込みであります。

次に、河川法の手続の状況であります。板倉川沿いの拡幅工事については河川法の協議で土木事務所との事前協議が済んでいる状況であります。町道6203号線の拡幅整備の前に廃止になるわけですが、道路を利用している地権者の承諾が得られてあります。また、各手続、農地転用、河川協議も進められております。

会社側の事業計画でございますが、4月から造成工事を行いまして、6月上旬から利用していきたいという協議もあり、整備前ですが、廃止をお願いするものであります。また、開発に伴います境界確認によりまして、町道の道路敷として確認されました町道1—11号線沿いの部分ですが、この図面の一番右側に表示させていただきました。道路用地幅9.6メートル、平均で9.6メートル、面積につきましては979平米がここに町道敷地として確認がされたわけですが、この部分につきましても、会社のほうで埋め立てをしてくれるということになっております。

それでは、議案第14号の町道路線の廃止につきましてご説明を申し上げます。初めに、3ページの路線の廃止図をごらんいただきたいと思っております。富士食品工業の事業の拡大に伴いまして、町道6202号線を挟んだ東側の土地を取得しまして、一体的な利用を図りたいとのことから、町道6202号線の認定を廃止をするものであります。町道6202号線にかわり、板倉川沿いの町道6203号線になりますけれども、地権者からは支障はないとの利用の承諾はいただいております。

2ページをお願いいたします。廃止をする路線名ですが、町道6202号線になります。起点、終点の説明につきましては、省略をさせていただきます。延長165.1メートル、幅員につきましては2.7メートルか

ら7メートルを廃止をするものであります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第15号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第21、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第15号 町道路線の認定についてであります。

今回、認定をお願いします路線は、国土交通省で実施の渡良瀬川堤防補強工事により整備された、管理用道路ほか2路線の道路形態の変更に伴い認定するものでございます。

担当課長からの説明はないということですが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第16号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第22、議案第16号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第16号でございます。平成23年度板倉町一般会計補正予算（第6号）ということでございます。

本補正予算につきましては、6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ764万4,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を61億2,146万8,000円とするものであります。歳入につきましては、地方消費税交付金に154万6,000円、地方交付税に1億2,480万5,000円、分担金及び負担金に945万円、財産収入として23万円、寄附金として162万円、繰越金に5,990万2,000円、諸収入に493万8,000円を追加をいたしまして、使用料及び手数料から63万6,000円、国庫支出金から3,045万3,000円、県支出金から3,548万2,000円、繰入金から1億397万6,000円、町債から2,430万円を減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に1億7,918万1,000円、諸支出金に1万1,000円を追加をいたしまして、議会費から343万4,000円、民生費から7,537万4,000円、衛生費から1,834万6,000円、労働費から951万円、農林水産業費から2,364万1,000円、商工費から287万5,000円、土木費から1,023万5,000円、消防費から623万1,000円、教育費から1,675万5,000円、災害復旧費から24万7,000円、公債費から490万円をそれぞれ減額をするものであります。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても所要の補正をするものであります。

以上、説明申し上げましたが、細部につきましては、担当課長からさらにご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第16号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第6号）の細部につきまして説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,146万8,000円とするものでございます。なお、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第2条にございますとおり、第2表、繰越明許補正によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、第3条にございますとおり、第3表、債務負担行為補正によるところでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第4条にございますとおり、第4表、地方債補正によるところでござ

ざいます。

なお、2ページから5ページの第1表につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げましたとおりでございますので、説明を省略をさせていただきまして、6ページの第2表、繰越明許費補正をお聞きいただきたいと思っております。第2表の繰越明許費補正でございますが、4件の繰越明許するものでございます。1つ目としますと、衛生費の清掃費で資源化センター管理運営事業としまして702万5,000円。2つ目としまして農林水産業費、農業費で農業体質強化基盤整備促進事業220万円。土木費、道路橋梁費で町単独道路整備事業3,070万円。同じく土木費の道路橋梁費でございますが、八間樋橋の整備事業で1,300万円。4件合わせまして5,292万5,000円を繰越明許するものでございます。

次に、7ページの第3表、債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。こちらにつきましては、3件ございます。まず、1つが老人福祉センター管理運営委託料としまして、期間が24年度から26年度までの3年間、合わせまして限度額が7,200万円という内容でございます。次に、障害者生産活動センターの管理運営委託料でございますが、期間は同様でございます、限度額が8,100万円。次に、障害者デイサービスセンターでございますが、期間、やはり同様3年でございまして、3年間の限度額が7,200万円ということでございますが、こちらは先ほどの議案審議いただきました指定管理者の指定に伴う債務負担行為の補正でございます。

では、8ページをお願いいたします。第4表の地方債の補正でございます。こちらにつきましては、今回3件ございます。まず、1つ目が上水道事業債でございます。これにつきましては、今回の補正で限度額がゼロとなるものでございます。この理由としますと、水道事業の石綿管の布設がえ工事、国庫補助事業の上積み事業が実施がされなかったことによります全額減額ということでございます。

次に、公共事業等債でございますが、(戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業)でございます。もう少し具体的に申し上げますと、頭沼用水路の整備工事に係るものでございます。これにつきましては、当初2,700万円の限度額を設けたところでございますが、今回の補正で810万円ほど減額しまして、限度額を1,890万円とするものでございます。この理由としますと、邑楽土地改良区から地元負担金のうち900万円が負担されるということになりましたので、それに伴いまして町の負担が900万円減額されるということになるわけでございます。起債の充当率が90%でございますので、900万円に90%を掛けますと810万円の起債の減額になるということで1,890万円となるものでございます。

3つ目が学校教育施設等整備事業債でございますが、こちらにつきましては板中の屋内運動場の耐震大規模改修工事事業の起債でございましたが、事業が完了しまして事業費が確定をしたことによります減額でございます。当初が4,810万円を見込んだところでございましたが、事業費確定によりまして1,120万円減額となりまして、今回、補正で3,690万円とするものでございます。

次に、9ページ、10ページは省略をさせていただきまして、11ページをお願いいたします。こちらからが歳入の事項別の明細になるわけでございます。まず、歳入から説明申し上げますが、6款1項1目の地方消費税交付金でございますが、154万6,000円の追加でございます。これにつきましては、これまでの収入済額等勘案しまして、見込みでこれぐらい追加で見込めるということでの補正でございます。

次に、10款1項1目の地方交付税でございますが、1億2,480万5,000円の追加でございます。これにつきましては、確定による追加ということでございますが、ちなみに内訳を申し上げますと、今年度の普通交付

税確定額が14億7,480万5,000円、特別交付税が6,000万円という状況でございますので、それに見合う追加ということでございます。

次に、12款1項1目民生費の負担金でございますが、53万2,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にあるとおりでございますが、私立保育園利用者の負担金については減額、広域入所児童受託負担金については追加、北保育園学童預かり保育負担金については減額ということで、差し引きをいたしましてこの追加ということでございます。

次に、2目の農林水産業費負担金でございますが、891万8,000円の追加でございます。これにつきましては説明欄にありますとおりでございますが、第一排水機場の維持管理負担金関係では8万2,000円の減額でございます。

その次、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備費負担金でございますが、先ほど町債のところの説明申し上げましたとおり、邑楽土地改良区から900万円の負担が収入になるということでの追加補正でございます。

次に、12ページをお願いいたします。13款1項1目総務使用料でございますが、これにつきましては12万円の減額でございます。これはレンタサイクル使用料の実績見込みによる減額ということでございます。

次に、2目の商工使用料でございますが、51万6,000円の減額でございますが、これにつきましては揚舟乗船料の乗船者確定による減額ということでございます。

次に、14款1項1目の民生費国庫負担金でございますが、3,291万6,000円の減額ということでございます。内訳を申し上げますと、2節の障害者福祉費負担金で85万円の追加、3節の児童福祉費負担金で3,522万7,000円の減額ということでございますが、これは説明欄を見ていただくとおりであります。子ども手当の国庫負担金確定による減額ということでございます。

次に、4節の保険基盤安定負担金で146万1,000円の追加ということでございます。

次に、13ページをお願いいたします。2項の国庫補助金でございますが、1目の民生費国庫補助金で43万7,000円の減額でございます。

次に、3目の土木費国庫補助金では150万5,000円の減額でございますが、これにつきましては住宅建築物の耐震改修事業の補助金の減額ということで、これはまた歳出のほうでも出てまいりますが、実際の補助金の実績が出なかったということでございます。

次に、4目の教育費国庫補助金でございますが、320万3,000円の追加でございます。これらにつきましては安心、安全な学校づくり交付金ということでございますが、板中屋内運動場の耐震大規模改修の事業費確定に伴います追加でございます。

次に、5目の農林水産業費国庫補助金でございますが、200万円の追加でございますが、これは説明欄にありますとおり農業体質強化基盤整備促進事業費補助金ということで200万円の追加でございます。これにつきましては、やはり歳出で出てまいりますが、国の第4次補正による追加の補正でございます。

次に、3項の国庫委託金、2目の民生費国庫委託金でございますが、79万8,000円の減額でございますが、これにつきましては子ども手当事務取扱交付金の減額でございます。

次に、14ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金でございます。これにつきましては224万6,000円の減額でございます。内訳を申し上げますと、2節の障害者福祉費負担金で42万5,000円の追加、3節の児童福祉費負担金では399万8,000円の減額、これについては子ども手当負担金の確定による減額が主な

ものがございます。

次に、4節の保険基盤安定負担金につきましては132万7,000円の追加でございます、これにつきましては国民健康保険安定基盤負担金、それから後期高齢者医療保険基盤安定負担金の追加でございます。

次に、2項2目の民生費県補助金でございますが、307万5,000円の減額でございます。これにつきましては、2節の高齢者福祉費補助金で9万円の追加、3節の障害者福祉費補助金で6万7,000円の減額。それから次の15ページへまいりまして、4節の児童福祉費補助金では160万3,000円の減額。次に5節の福祉医療費補助金で149万5,000円の減額となるものがございます。

次に、3目の衛生費県補助金でございますが、530万1,000円の減額でございます。この理由としますと、説明欄にあるとおりでございますが、子宮頸がん等ワクチン接種の緊急促進の臨時交付金の減額と。予定しただけの接種料がなかったということによるものがございます。

次に、4目の労働費県補助金としましては1,270万円の減額でございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業の補助金の減額でございます。

次に、5目の農林水産業費県補助金でございますが、742万2,000円の減額でございます。内訳を申し上げますと、2節の農業振興費補助金で542万2,000円の減額でございます、これは説明欄見ていただくとおり、各種の補助金等の減額でございます。

それから、3節の農地費補助金では200万円の減額でございます。これは用水施設補修事業の補助金の減額ということでございます。

次に、16ページをお願いいたします。3項県委託金の1目総務費の県委託金でございますが、7万9,000円の減額と。これは経済センサスの調査関係での委託金の減額でございます。

次に、2目の農林水産業費の委託金でございますが、465万円の減額でございます、この理由としますと、説明欄にありますとおり第一排水機場の管理委託金の減額でございます。

次に、16款1項2目の利子及び配当金でございますが、23万円の追加でございます。これにつきましては、各基金からの利子収入の追加でございます。

次に、17ページをお願いいたします。17款1項1目の一般寄附金でございますが、147万円の追加でございます。内容は説明欄にあるとおりでございます。

次に、2目の指定寄附金でございますが、15万円の追加でございます。同様、説明欄にあるとりの内容でございます。

次に、18款1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金といたしまして284万9,000円の追加でございます。これにつきましては、平成22年度の繰出金の精算による追加でございます。

次に、18ページをお願いいたします。2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、1億円の減額でございます、今年度は財政調整基金の繰り入れはゼロということになるものがございます。

次に、3目のふるさとづくり事業基金の繰入金ですが、73万5,000円の減額でございます。これにつきましては、歳出で2款1項15目のふるさとづくり費の執行見込みによる減額でございます。

次に、4目の公共施設等整備維持基金の繰入金につきましては609万円の減額でございます、この理由としますと、板中の屋内運動場耐震大規模改修事業費の確定による減額でございます。

次に、19款1項1目の繰越金でございますけれども、5,990万2,000円の追加でございます。ここをご説明

加えさせていただきますが、補正後の金額が7億9,310万4,000円となるものでございます。これにつきましては、22年度の決算におきます実質収支、これは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越します繰越明許繰越額と事故繰越額を差し引いたものが実質収支ということになるわけですが、これが7億9,310万4,484円という結果でございまして、この第6回目の補正予算によりまして、前年度からの実質の収支繰越金がすべて予算に計上されたというものでございます。

次に、19ページ、20款4項1目の民生費の受託事業収入でございまして、107万1,000円の減額でございまして、これにつきましては後期高齢者医療の広域連合からの受託事業収入の減額でございまして、

次に、5項3目の雑入でございまして、補正が今回600万9,000円の追加でございまして、この追加の主な内容を申し上げますと、説明欄上から2行目にございまして、東日本大震災災害救助費の支弁金388万円の追加です。それから、長寿社会づくりソフト事業費の交付金100万円の追加、それと2つ飛ばしまして固形燃料の売り上げ代100万円の追加、その下、資源ごみ売り上げ代の100万円の追加、これらが今回のこの追加補正の主な要因でございまして、

次に、20ページをお願いいたします。21款1項1目の衛生債でございまして、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、500万円の減額でございまして、これは水道事業への一般会計からの出資債ということでございます。

次に、2目の農林水産業債でございまして、810万円の減額でございまして、

次に、4目の教育債でございまして、1,120万円の減額でございまして、今回の歳入予算の補正は総じて764万4,000円となるものでございます。補正後の総額は、冒頭申し上げましたとおり61億2,146万8,000円となるものでございます。

次に、21ページからが歳出になりますけれども、まず事項別の説明をさせていただく前に、今回の補正におきます人件費関係の内容について概略をお話させていただきたいと思っております。今回の人件費関係の補正の主な要因としますと、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、それから共済組合の負担金、退職手当の負担金、それから退職手当の特別負担金、これは退職者の退職金支払いに係るものですが、そのようなものが今回の補正の主な要因になっております。今回、一般会計の補正の総額であります、3,365万円の減額になるものでございまして、内訳を申し上げますと、正職員に係る減額が1,560万円、臨時職員に係るものが1,805万円となるものでございます。なお、特別会計での人件費補正は、今回はございません。ということでございまして、以下説明の中で人件費の項目出てまいります、人件費の部分については説明を省かせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、21ページの1款1項1目議会費でございまして、343万4,000円の減額でございまして、説明欄にございまして、議会運営事業といたしましては、303万4,000円の減額でございまして、

次に、22ページをお願いいたします。2款1項1目の一般管理費でございまして、63万円の減額ということでございまして、説明欄、人件費以外の部分を申し上げますと、人事事務事業といたしまして6万円の追加、これは職員のネームカードを更新するための費用でございまして、それから、秘書事務の一般経費としては1万円の追加でございまして、

次に、2目の文書費でございまして、24万円の減額でございまして、これは複合機のリース料の減額でございまして、

次に、23ページをお願いいたします。7目の広報広聴費でございますが、5,000円の追加でございます。

次に、13目の交通対策費ですが、78万1,000円の追加でございます。この内容が路線バスの運行事業での負担金の追加でございます。

次に、14目の環境保全費でございますが、16万3,000円の追加でございます。説明欄でございますとおりpH測定器・溶存酸素測定器の購入費の追加でございます。

次に、15目のふるさとづくり費ですが、6,000円の追加でございます。テレホンサービス事業の使用料の追加でございます。

次に、16目の基金費でございますが、1億8,030万6,000円の追加でございます。今回のこの追加につきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、まず財政調整基金元金積立金に1億3,000万円、庁舎等建設基金の元金積立金に5,000万円を追加するものでございます。そのほか各基金からの利子の積立金が30万6,000円の追加でございます。合わせまして1億8,030万6,000円となるものでございます。

次に、24ページは省略をいたしまして、25ページをお願いいたします。5項1目の統計調査費でございますが、3万8,000円の減額でございます。これにつきましては統計調査員の確保対策事業での減額でございます。

次に、2目の基幹統計費でございますが、9万2,000円の減額でございます。これについては経済センサス活動調査関係の減額でございます。

次に、26ページをお願いいたします。3款1項1目の社会福祉総務費でございますが、1,870万5,000円の減額となるわけでございます。人件費以外を説明欄で申し上げますと、地域福祉活動推進事業で93万4,000円の減額と。これにつきましては事業の確定による減額でございますが、民生委員関係の予算でございます。次に、2つ目、民間社会福祉活動事業の関係ですが、これは社会福祉協議会運営補助金でございます。234万6,000円の減額でございます。次に、国民健康保険特別会計への繰出金といたしましては1,382万5,000円の減額でございます。

次に、27ページをお願いいたします。2目の高齢者福祉費でございますが、97万円の追加になるものでございます。内容的には、説明欄にあります。主なものを申し上げますと社会参加促進生きがい活動推進事業ということで、敬老の関係でございますが、48万円の減額でございます。それから、3つ目の丸は組み替えてございますので、省略いたしますが、4つ目、一番下ですが、介護保険特別会計繰出金といたしまして157万円を追加するものでございます。

28ページをお願いいたします。3目の障害者福祉費でございますが、15万5,000円の減額でございます。内容につきましては、説明欄にあるとおりでございますが、障害者の自立支援事業としては405万2,000円の減額でございます。次に、介護給付訓練等の給付費は逆に297万7,000円の追加となります。

それから、一番下の丸ですが、自立支援対策特例交付金事業としましては92万円を追加をします。この関係については、利用者の増加によるものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。5目の後期高齢者医療費でございますが、57万1,000円の減額でございます。内容については、説明欄にあります。後期高齢者医療特別会計繰出金の減額、それからこれは広域連合の事務費等に係る部分が66万7,000円の減額、これが主なものでございます。

次に、2項1目の児童福祉費総務費でございますが、35万円の追加でございます。これにつきましては、



児童手当の支給事業では22年度の手当の返還金 3 万円、これは国庫への返還金 3 万円と、あわせまして県への返還金 3 万円、合わせて 6 万円の追加。それから、学童保育整備運営補助事業につきましては 29 万円を追加するものでございます。

30 ページをお願いいたします。2 目の児童措置費でございますが、4,770 万 4,000 円の減額でございます。この内容を申し上げますと、保育園の広域入所関係では 219 万 4,000 円の減額。それから民間保育所の保育委託事業費委託料でも 168 万 5,000 円の減額。それから民間保育所の補助事業費としましては 71 万円の減額でございます。一番大きなものが子ども手当支給事業で子ども手当費でございますが、4,311 万 5,000 円の減額でございます。これにつきましては、当初見込んだ支給対象者数の減少によるものでございます。

次に、31 ページをお願いいたします。3 目の保育園費でございますが、人件費除いた部分で申し上げますと、説明欄、3 つ目の丸でございますが、板倉保育園の運営事業としまして 164 万 1,000 円を追加するものでございます。これにつきましては、修繕料で 98 万 5,000 円、それからテラスステップ等の改修工事費で 65 万 6,000 円を追加するものでございます。具体的にトイレの修繕とテラスの塗装、それからテラス部の屋根の改修工事に係る修繕料、それから工事費の追加でございます。

では、32 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目の予防費でございますが、1,066 万 2,000 円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり後期高齢者の健診事業では 100 万円の減額、それから子宮頸がん等ワクチンの接種事業におきましては 966 万 2,000 円の減額でございます。これについては、当初見込んだよりも、いわゆる実施が少なかったということが要因でございます。

次に、3 目の環境衛生費では 21 万円の追加ですが、これにつきましては犬の登録と狂犬病の予防注射の委託料の追加でございます。

次に、4 目の保健センター費でございますが、2 万 5,000 円の追加でございますが、これについては保健センターの給湯器の修繕料の追加でございます。

次に、33 ページでございますが、2 項 2 目のじんかい処理費でございますが、これが 68 万 1,000 円の追加でございます。これについては可燃性粗大ごみの処理委託料の追加でございます。処理量が増加したということでございます。

次に、3 目のし尿処理費でございますが、185 万円の減額でございます。これは衛生施設組合への負担金の確定による減額でございます。

次に、3 項 1 目の上水道費でございますが、500 万円の減額で、これは町債のところでも出てまいりまして、水道会計への出資がゼロになったための減額でございます。

次に、34 ページを省略しまして、35 ページをお願いいたします。6 款 1 項 2 目の農業総務費でございますが、これもやはり人件費を除いた部分を申し上げますと、2 つ目の丸、農用地の利用集積促進事業で 58 万 5,000 円の減額でございます。内訳としますと、奨励金で 60 万 5,000 円の減額。それから集積奨励金の返還金で 2 万円の追加ということで、差し引きで 58 万 5,000 円の減額でございます。これは利用権設定の確定による減額でございます。

36 ページをお願いいたします。3 目農業振興費でございますが、1,208 万 1,000 円の減額でございます。これにつきましては、説明欄をごらんいただくとおりであります。水田農業確立対策事業、生産調整の関係で 129 万 5,000 円の減額。それからコスモス団地の形成事業では、コスモスの播種を実際本年度実施しなかった

ことによります600万円の減額でございます。それから、農業農村応援事業でございますが、これも360万円の減額。それから「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業では118万6,000円の減額でございます。

次に、37ページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、ここでは795万円の減額でございます。説明欄を見ていただきますとおり、人件費を除きますが、邑楽東部第一排水機場維持管理事業では300万円の追加。内郷土地改良区運営事業では400万円の補助金の減額。それから国営総合農地防災事業の渡良瀬川中央地区協議会負担金は10万円の減額。それと同じく第一排水機場維持管理事業の人件費、職員の手当でございますが、200万円の減額。それから農地防災遊水池の維持管理事業では285万円の減額。用水施設補修事業では400万円の減額。これは歳入で補助金200万円を減額いたしました、それに伴うものでございます。

それから、一番下でございますが、農業体質強化基盤整備促進事業で220万円の追加でございます。こちらは歳入でやはり200万円の補助金の追加するものでございますが、国の第4次補正による事業の実施ということでございまして、具体的な内容としますと、水田の畦畔撤去整地の事業のための予算措置でございます。

次に、38ページをお願いいたします。7款1項2目の商工業振興費でございますが、100万円の追加でございます。これにつきましては、板倉まつり運営補助事業ということで100万円を追加するものでございますが、歳入の雑入のところで100万円の追加した長寿社会づくりソフト事業交付金、これを同額で板倉まつりの運営補助事業へ支出をするための追加でございます。

次に、4目の観光費でございますが、95万円の減額でございます。内訳は観光振興事業で15万円の減額、それから揚舟の運航事業で80万円の減額でございます。

次に、39ページをお願いいたします。上の土木管理費については省略をさせていただきます、次の8款2項の3目道路新設改良費でございますが、80万円の減額でございます。これについては町単の道路事業の調査設計委託料の事業費確定による減額でございます。

次に、4目の橋梁維持費でございますが、80万円の減額でございます、これも橋梁長寿命化修繕計画策定の業務委託料の確定によります減額でございます。

次の5目が橋梁新設改良費でございますが、400万円の減額でございます。これにつきましては八間樋橋の整備事業関係でございますが、やはり業務委託料の確定による追加と、用地購入費の700万円ばかりの減額でございます。

次に、40ページをお願いいたします。4項1目の都市計画総務費でございますが、こちら137万5,000円の減額でございますが、説明欄の部分、下の丸ですが、都市計画基礎調査事業で117万5,000円の減額でございます、これも事業の確定による委託料の減額でございます。

次に、5目のニュータウン事業費でございますが、30万円の減額でございます、これは宅地販売促進事業で30万円の減額でございます。

次に、5項1目の住宅管理費でございますが、301万円の減額でございます。これにつきましては、木造住宅耐震改修促進事業として301万円を減額をするものでございまして、実際に木造の耐震改修工事を実施された事業がなかったということでの減額でございます。

次に、41ページをお願いいたします。9款1項1目の常備消防費でございますが、382万1,000円の減額、2目の非常備消防費221万4,000円の減額、3目の施設費19万6,000円の減額でございますが、いずれも負担

金確定による減額でございます。

では、次の42ページをお願いいたします。10款2項1目の学校管理費でございますが、人件費以外の部分を説明欄で申し上げます。2つ目の丸、小学校運営の関係ですが、複合機の使用料で34万8,000円の追加でございます。それから、2つ目、一番下の丸ですが、南小の給食室改修事業は83万5,000円の減額でございますが、これも事業費確定による減額でございます。

次に、44ページの3項1目学校管理費でございますが、1,516万円の減額でございます。この主なものとししますと、中学校の屋内運動場の耐震補強改修工事の事業費確定による減額で1,370万円、それと逆になりましたが、中学校の運営の中では中体連選手と吹奏楽派遣のバス借上料146万円の減額が内容となっております。

次に、2目の教育振興費でございますが、10万5,000円の追加でございます。これにつきましては、教育振興事業としましてデジカメを購入するための予算の追加でございます。

44ページをお願いいたします。4項2目の文化財保護費でございますが、28万9,000円の追加でございます。これにつきましては、文化財資料室のエアコン設置のための予算の追加でございます。

それから、5目、6目、7目、公民館関係でございますので、ごらんになっていただくとおりでありますから、説明は省略させていただきたいと思えます。

次に、45ページをお願いいたします。11款2項1目の厚生労働施設災害復旧費で24万7,000円の減額でございますが、これにつきましては老人福祉センターの破損の修繕の事業費の確定による減額でございます。

次に、12款1項2目の公債費の利子でございますが、490万円の減額でございます。これにつきましては長期債償還利子が確定したことによります減額でございます。

46ページお願いをいたします。13款1項の土地開発基金費の1目土地開発基金費でございますが、1万1,000円の追加でございます。これにつきましては土地開発基金から生じた利子の繰り出しのための追加でございます。

以上、歳出の補正合計764万4,000円になりまして、補正後の総額が歳出61億2,146万8,000円となるものでございます。

それから、47ページをごらんさせていただきたいと思えます。こちらには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書が添付してございます。概略申し上げますと、まず区分の大きな1番の普通債でございますが、前々年度末は21年度末、前年度末は22年度末で、一番右側の当該年度末は本年度末ということでごらんになっていただきたいと思えます。普通債の状況を申し上げますと、22年度末が残高14億5,751万6,000円でありましたが今年度新たな起債、償還、差し引きますと、本年度末では8,090万円減少しまして13億7,652万3,000円になる見込みでございます。

次が災害復旧費の関係につきましては、償還が全部今年度で完了することになりますので、災害復旧債については残高はゼロになります。

3番目、その他でございますが、ここにありましており減収補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債の3つの町債に係るものでございます。この22年度末が24億9,301万2,000円でありまして、今年度新たな起債、それから償還、差し引きをしますと、1億7,431万2,000円ばかり増加しまして26億6,732万4,000円となるところでございます。

ちなみに、(3) 番の臨時財政対策債をごらんになっていただきたいと思います。22年度末では22億4,000万円余であったものが、今年度起債と償還差し引きしますと、実際に2億1,760万円増加しまして、一番右側にあります24億2,238万4,000円となるものでございます。合計を申し上げますと、22年度末では39億5,092万2,000円であったものが、今年度末には40億4,384万7,000円となるような見込みでございます。

以上、大変時間が長くなってしまって恐縮ですが、今回の補正につきましては、年度末控えまして極力精査をしまして、不用額等はすべて整理する形での補正予算とさせていただいたものでございますので、非常に補正の項目も多くなってきております。以上でございますが、よろしくご審議を賜りましてご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井英世君。

○2番（荒井英世君） 2番、荒井です。2点ほど質問したいと思います。

11ページです。農林水産業費負担金の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備負担金、これは頭沼の関係ですけれども、先ほど邑楽土地改良区の負担金が900万円ということで説明がありましたが、これは当初総事業費が1億2,000万円でした。それで国が50%、県が25%、それから町が12.5%、邑楽土地改良区が12.5%ということで説明がありまして、その後邑楽土地改良区のほうから嘆願書出ました。その中で邑楽土地改良区の負担割合、一番下が5%からいろいろあったのですけれども、今回の5%でいきますと600万の負担になるのですが、例えば今回900万円ですから、実際何%になるかちょっとわかりませんが、この辺の900万の負担となった経緯と、それから負担割合が何%であるか、その辺を説明願います。

それから、もう一点ですけれども、32ページです。予防費の子宮頸がん等ワクチン接種事業、これが見込みより少なかったということでかなりの減額があります。特にお聞きしたいのは、最初の子宮頸がんワクチン接種委託料、それと小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料、これがどのくらい見込みより少なかったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） ただいまの荒井議員さんのご質問にご説明させていただきたいと思います。

ただいまご質問がありましたように、今回の戦略作物の事業につきましては、当初は1億円という形で進んでおったのですが、事業費が増加になりまして総額で1億2,000万円、そのうちの50%が国庫補助、25%が県の補助ということになっています。残りの25%が地元負担という形で、それを頭沼の用水路という形にありますので、用水と、それから一部北地区の排水も兼用しているという形で25%を半分、邑楽土地改良区と折半いたしまして、12.5%という形で負担していただきたいということで進めてまいりました。その後、昨年8月に邑楽土地改良区から嘆願書が来まして、12.5%という額では高額であるというような話の中で、12.5%だと約1,500万円になるのですが、これについて何とか軽減していただけないだろうかというお話とともに、議会の議員の皆様にも説明を邑楽土地改良区の理事長からあったという状況でございます。

その後、町と改良区で協議を進めまして、基本的に邑楽土地改良区の今の状態ではかなり過大なものになるのではないかとという中で、事業費25%の負担の事業内容ですけれども、町が以前より土地改良事業につきましては10%を負担しているという状況がございまして、25%のうち10%を町で負担をするという形をとらせていただいた場合、残りの15%、これを2分の1ずつ、7.5%ずつという形ではというようなことで協議を進めさせていただいております。この7.5%が今回の900万円という額になるのですが、そちらの内容につきまして、本年2月に実は邑楽土地改良区と覚書を締結をさせていただいて、基本的にきちんと決めないことには額が確定しないということがありますので、覚書を締結をさせていただいて確定をさせていただいた。それに伴います今回の補正ということでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 続きまして、32ページでございますけれども、4款衛生費、2目予防費の子宮頸がん等ワクチン接種事業のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、頸がんワクチンの接種でございますが、当初446人の対象者を見込んでおりました。現在でございますけれども、373人の方が子宮頸がんワクチンの接種を行っております。その差額を3月末までの推計を見込んでの今回の減額でございます。

続いて、ヒブワクチンの接種でございますが、当初延べ人数ですが、626人ということで予算計上をさせていただいております。結果、現在の接種者数が延べ325人ということで約半数になっております。これらにつきましても、3月末までの接種の推計を見込んで今回の減額となっております。また、小児肺炎球菌ワクチンですが、これは延べ828人の児童、子供を予定しておりましたが、今現在、376人の接種となっております。これにつきましても、今現在の数でございまして、3月末までの推計により、今回減額補正をするものでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○2番（荒井英世君） その予防費の関係なのですが、当初見込みよりかなり少ないという形ですけれども、例えばこの辺、任意接種ですから、その受ける人で変わってきてしまいますけれども、これはどうなのでしょう。例えばもう少し接種率を上げるための例えば周知が若干足りなかったとか、何かその辺の課題というか問題というのはどんなものがあると思っているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 議員ご指摘のとおり、予防接種には定期的予防接種と任意の予防接種がございます。子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンにつきましては任意でございますので、私どもはあくまでも保護者の方の選択に任せているところが現状でございます。周知等につきましては、個人通知等もしくは健診の機会があるたびに、これは周知をしておりますので、PR的には私どもとしては十分に足りていると思っておりますが、やはり任意ということで、強制するわけではございません。やはり保護者の判断ということを最優先している現状かと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○2番（荒井英世君） はい。

○議長（野中嘉之君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

休 憩 （午後 0時00分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） では、2つほどお聞きしたいと思います。

初めに、30ページ、子ども手当4,311万円減額ということですがけれども、人数が少なかったから減ったというような説明だと思うのですが、もう少し、かなり人の数的に減ったのか、それとも1人当たりの支給が減ったのか、いずれにしても金額が多いので、その辺のことをお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、39ページの一番下、八間樋橋整備事業の用地購入費のことですが、契約がなかったのか、減額だと思うのですが、予定にはあったので、予定がおくれているのか、用地交渉がおくれたのか。また、この間の説明会では、3月11日に地権者と契約するという話も聞きました。そのときの支払いは、契約の支払いというのですか、それはどんなふうにやっていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 子ども手当の減額の関係ですが、人数的にも若干減ってはいるのですが、一番の要因が10月に金額の改正がありました特別措置法の関係でございます。特別措置法でいきますと、3歳未満児の支払金額が1名につき1万5,000円。それから3歳以上、小学校修了前、第1子、第2子ですが、月額1万円。3歳以上の小学校修了前の第3子以降は月額1万5,000円、中学生はすべて1万円という額に変化がありましたので、その関係で3歳以上、小学校修了前の子供の人口が一番ウエイトを占めておりますので、その分がかなり減額の要因となっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 八間樋橋整備事業の関係ではありますが、今回減額あるいは追加をさせていただいたのは測量設計業務が確定いたしましたので、用地費から300万円の組み替えをさせていただくという内容であります。今回、300万円の組み替えをさせていただくと同時に、この事業が補助事業では5,000万円であったわけではありますが、規定額ということで5,500万円ということで500万円ほどの単費が投入されていたわけでもあります。今回の補正に合わせまして400万円を減額するという内容であります。用地費につきましては全体では700万円ということで、今回の補正内容につきましては委託料が確定をしたことに伴いまして、用地費の組み替え、それから単費分を一部減額をさせていただくという内容であります。

それから、土地の契約の関係であります、先月の2月28日に地権者の説明会を行いまして、今度の3月11日に用地関係の一括の契約をさせていただくことになりました。今回、用地費が減額ということにさせていただきましたので、補助対象になります用地費は1,300万円ということであります。23年度の予算では1,300万円までの用地購入の契約をさせていただき、残りにつきましては24年度で引き続き用地の契約をさせていただきます。23年度、それから24年度ですべて用地のほうは契約をさせていただき支払いをしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 子ども手当のことなのですけれども、これは群馬県全体がそうなったということですか。

〔「日本じゅう、おおむね。ただ、その幅がね」と言う人あり〕

○11番（荻野美友君） 日本じゅうですか。では、やむを得ないということで。でも、もらう側からすれば、非常に残念だと思うのですけれども。

答えはいいです。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。

最初に、6ページの繰越明許費のことについて質問いたします。特に土木費の町単独道路整備事業3,070万円、八間樋橋の整備事業1,300万円、この繰り越しの理由を説明していただきたいと思います。

それから、29ページの学童保育についてです。学童保育をやっている事業者が4事業者あると思いますが、3事業者については追加補正、そらいろ学童クラブについては減額補正ということですが、この辺はどういうことで、事業の確定によりということなのでしょうけれども、どういうことで追加もしくは減額、同じ学童保育でもされるのか、その辺について説明をお願いします。

それから、39ページ、今、荻野議員さんから説明がありました八間樋橋の用地費の関係ですが、12月の補正予算で1,600万円、この時点で恐らく当初予算と含めて2,000万円の用地費があると思いますが、今回700万円を減額すると、先ほどの話で、1,300万円現予算はあると思います。それから、24年度の予算、今これから審議するわけですが、3,200万円、これで八間樋橋の用地費についてはすべて完了できるのかどうか。この間、用地買収単価も発表されましたが、その辺の確認です。

もう一点につきましては、先ほどの話がありましたとおり3月11日に地権者との一括契約をするという話なのですが、支払いについてはどういう支払いを、一括契約全体として、支払いは23年度分と24年度分でやるのか。そういうことが交付金事業の中で会計検査対象物件だと思しますので、後で問題がないのかどうか、その辺も確認をしたいと思しますので、お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） まず初めに、繰越明許費の関係であります。繰り越し理由ということですが、まず町の単独道路整備事業の関係の繰り越しが3,070万円ということですが、この事業の内訳ですが、

全体で4路線の地区の繰り越しになります。繰り越しの理由につきましては、各路線ごとに異なりますが、1路線につきましては、東京電力の電柱移転に時間を要したということ。それから、河川部分の道路改修ということで、河川管理者との協議が遅れたということ。それから、もう1路線が県道に接続する路線ということで、県と土木事務所あるいは県警との協議になりますが、交差点協議に時間を要したということ。それから、もう1路線につきましては、地権者交渉に時間を要したということです。4路線ありますが、各繰り越し理由については異なり、いろいろな理由がありましたので、今回町の単独道路整備事業につきましては、4路線、3,070万円の繰り越しさせていただきたいというものであります。

それから、八間樋橋整備事業の関係であります。1,000万円の繰り越しです。この関係につきましては用地買収関係の繰り越しになります。八間樋橋事業につきましては、群馬県との協調事業でありまして本年度詳細設計を行って買収を進めていくということになっていたわけでありまして。事業が群馬県、それから町、それぞれで詳細設計をつくるということから、なかなか調整に時間を要したということで土地の契約がおくられてしまい、用地買収費を繰り越しさせていただきたいということであります。

それから、39ページの八間樋橋関係の用地の関係であります。本年度当初2,000万円の用地買収費を計上させていただいたわけでありまして、今回の補正で1,300万円減額となるわけでありまして。本年度1,300万円、それから平成24年度で予定しております用地買収費が3,200万円ということであります。合計しますと4,500万円になりますが、この関係で先日計画の説明をし、単価等につきましても説明させていただきまして、了解いただいておりますので、この予算内ですべての買収関係につきましては契約ができるものと思っております。

それから、2月28日に地権者説明会をさせていただきまして、今度の日曜日が一括契約ということで契約をお願いするわけでありまして。予算の関係で23年度が1,300万円、24年度が3,200万円ということでありまして、契約の関係については一括契約で予定しておりますが、23年度分が1,300万円ということで、契約がどこの部分から誰とできるかということもありますので、できる部分についてはまず平成23年度の予算の中で買収させていただきまして、それ以外で契約をいただける方につきましては、平成24年度の予算ということで考えております。

それから、契約の手続関係につきましては、平成23年度の土地の契約につきましては、平成23年度中に契約をさせていただきまして、支払いにつきましては6月以降ということになるかと思っております。それから、24年度予算につきましても一括で契約をさせていただきますけれども、支払いにつきましては国の決定が5月以降になりますので、6月の支払いということで考えております。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 学童保育の補助金でございますが、まきば学童クラブ、みつばち学童クラブ、ひまわり学童クラブにおける学童の人数は、昨年とほぼ同様で、ひまわり学童クラブにつきましては11名、まきば学童クラブにつきましては15名、みつばち学童クラブにつきましては25名で、そらいろ学童クラブは昨年の実績でいきますと40名の園児が利用していたわけですが、本年度に入りまして現時点で30名、10名の減となりましたので、当初の予算よりも減額となってしまいました。

以上でございます。



○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 繰り越しの4路線ですが、いろんな協議が整っていないということなのですが、4路線これはすべて着工していないのか、もしくは一部着工しているが、協議の部分だけが残って4路線の一部が繰り越しになるのか、そっくり事業がまだ着工されていなくて繰り越しをするのか、その辺お願いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 4路線の繰り越しは、1路線につきましては用地買収が完了していますが、電柱等の移転がおくれたため繰り越しをするということでもあります。ほかの3路線につきましては、河川協議あるいは地権者交渉、それから県警との協議等が遅れているためその次の手続に入っていきませんでしたので、まだ工事は着手していないという状況で繰り越しをさせていただくという内容であります。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○1番（今村好市君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。

37ページの農地費の関係で補正が795万円減額されるということですが、この説明の中で内郷土地改良関係で400万円減額されています。既にもうこれは工事が終了して、全部終わったということで理解をしてよろしいのか伺います。

それから、農地防災遊水池関係について、これは除草管理をしなかったということなのですが、それについてはもう必要なくなったのかなと、そんな気もするのですが、どうなのか伺います。

それから、用水の補修工事なのですが、やはり400万円減額をされております。調査委託ということで予算をとりながら、実際は実施しなかったということですが、その点につきましてお伺いをします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） ただいまの3点につきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、内郷土地改良区の運営事業ということでございまして、こちらは県営の内郷の土地改良、これはもう既に換地まで確定はしておりますが、基本的に改良区の事業自体がまだ終了していないという状況にあります。以前より町と邑楽土地改良区、それから内郷改良区、この3者で協定を結びまして、そこに人的な配置、今までは改良区で配置しておったのですが、改良区に相当する分の運営費という形で町から支出してまいりました。今年度につきましては、実質的に当初より改良区で、その人的な張りつけがなされていないという現状がございます。これにつきましては町と、改良区で協議して、内郷土地改良区については、その事務を一緒にやっという形にはなっておりますが、実質的に改良区の職員が張りついていないということでもありますので、この運営費400万円は減額し、今年度は支出なしという形で今回の補正になったものでございます。

2点目の農地防災遊水池の管理事業でございますが、町の中では大箇野幹線遊水池、それから地区は館林

であります。仲伊谷田承水溝遊水池と、この2つの遊水池がございまして、そちらの維持管理事業という形で計上させていただいております。今回、その中の除草管理ということですが、まず大箇野遊水池につきましては、基本的に今回接続している大箇野幹線の水位が高いという関係で、ある程度水を張った状態で維持管理を行ってきました。そのため、中の草の繁茂がかなり内場だということで、今回は除草管理は見送りさせていただきました。

それから、もう一つが館林市の仲伊谷田承水溝ですが、こちらは館林市で、今年度につきましては緊急雇用を使って、その対策事業ということで、直接そちらの除草管理を行うという話で実際行っておりますので、今回、この2つの分について除草管理は実施しなかったということで、減額ということでございます。

それから、大箇野幹線遊水池の保守点検であります。こちら実質的に今年度は保守点検の委託を行っていないというのは、まだでき上がって間もないということもありますし、国が来て何回か調整をしておりますので、今年度はこの分の点検委託というものは行わなかったということで減額でございます。

それから、3点目の用水施設の補修事業ですが、こちらにつきましては鶴生田川の岩田堰というものがございまして、昔岩田土地改良区原宿の機場から水を揚げるために、水路の中に堰をつくりまして用水として利用してきたという経過がございます。これが一昨年から具合が悪くなったということで地元の水利団体から相談を受けておりまして、調査して、補修しなければならないということで進んでいました。今年、そこを施工した業者に見積もりをいただくために、現場で調整していただいたのですが、今までは水が上がってくると倒れてしまって、用水として役に立っていませんでしたので、何とかしてほしいという状況でありまして、それをバルブの調整で自立させることが可能ということになりましたので、今年度自立をさせて用水として利用して来年以降、調子を見ながら抜本的な補修を検討していくことになりましたので、今年度につきましてはこちらは実施しなかったということで減額でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） そうすると、まず内郷の関係につきましては、人件費合わせでも予算組みはしなくも大丈夫だということで理解してよろしいんですね。

それから、用水路補修工事ですがこれについては鶴生田川を利用している人の水揚げ、機場に支障があるということで堰樋の関係に取り組んできたのかなと思うのですが、それについて当然補助事業の中で堰の設置を考えているということで、以前話を聞いたことがありまして、そうすると1年様子を見て、これは大丈夫だということで減額したということは、その事業に対しては、今後進めていかずに対応しようということで受けとめていいのか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 調整によって一応立つことは立っているのですが、やはり抜本的な補修をする時期に来ているという状況でありますので、ただそのやり方として、今後幾つか補助金をもらう事業がありまして、そちらを手法として検討して、来年以降進めていきたいと思っています。今、有力なのは、何年か積み立てをして実施するというところでありますが、ただこれ自体は受益としましては原宿の機場なので

すけれども、そこを堰とめることによって、今度、上流の岩田で取水している部分があります。その部分についてもやはり影響があるということがありますので、全体的な受益の方に負担してもらわなくてはならないという説明も並行して進めなくてはならないということがありますから、これとあわせてとにかくその堰自体は相当古いということですので、補修はしたいという方向で考えています。

内郷につきましては、そういう人的な配置が今後ないということであれば、この運営費の支出はございません。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほど、子ども手当の説明がありました。制度が変わることによって都道府県とかあるいは市町村の負担割合も出てくるとか出てこないとか、そういうニュースが前出ていました。この制度が変わることによって、板倉町の負担が発生してきたのか、あるいは従来どういうふうになっていたのかわからないのですが、そういう負担が増えてきたのか。要するに国の負担が軽減されて、その分地方に負担が増えるというような形になったのか、その辺の制度のことについて説明いただければと思うのです。

それと、19ページの諸収入というところ、雑入のところ、2行目に東日本大震災災害救助支弁金というので385万円計上されているのですが、これは追加となっていますが、このお金の出どころというか、それはどういうところなのかお伺いしたいのですけれども、追加というもとは幾らになっているのか。

それから、全体的なことですが、今回も大分早目に減額補正というか、3月末を待たずに補正で大分調整したようで、減額補正と地方交付税の増額によって、大分お金が浮いてきたわけなのですけれども、こういうお金の使い道、これはできれば、3月で終わりだから、今さら補正というわけにもいかないと思うのですけれども、当面急がれている課題に充当すると。それは確かに庁舎も建てなくてはならないということで、基金に積み立てるというのも、これは一つのお金の処分方法なのですけれども、できれば急がれているものに少しでもそれにこたえるというのも、行政サービスの大事なことだと思いますので、先のことも大切なのですけれども、当面急がれているものに充当していくというようなこともあるかと思います。今年度は終わりですが、24年度予算もここに組み込まれているわけで、なるべくそういうことを考えて、この予算を執行していくというようなことを考えていただければと思うので、その辺についても全体的な話としてお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 10月の特別措置法が成立いたしまして、支給する子ども手当の額が変わったわけですが、国、県、町の負担割合は、国が約80%、県、町、10%、10%で、変動は今のところはない模様です。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 東日本大震災の災害救助支弁金、これについては平成23年度の当初予算では見込んでいません。当然、3月11日に震災があったわけで、当初予算のところでは見込んでおりませんので、表見的には追加という言葉を使っていますが、全額追加という形です。

内容としますと、ご承知のとおり町で被災者の受け入れのための避難所を設置しました。その国からの支弁金ということです。申請した額全額、今現在認められて、この金額が入る予定だということです。

よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 青木議員の最後のご質問にお答えしたいと思います。

今回、補正予算の編成に当たりましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、極力精査をしまして不用額を減額するというところで臨んだわけです。これにつきましては、時期は私もちょっと忘れましたが、青木議員に予算の執行率について質問を過去受けたことがございます。そういったときのご指摘等を勘案いたしまして、今年度はそれなりの措置をしようということで、今回の補正予算を編成したわけでございます。

それから、議員の言われる余剰になった予算については、急がれているものに充当というお言葉でございますけれども、年度末ということでございまして、翌年度の予算編成を待たないと、24年度の事業には反映ができないということもございますので、今回不用で落とした予算につきましては、繰越金に補正として追加をさせていただいたということでございます。そういったことで、来るべき庁舎の建設とか不測の事態へ対処するための財政調整基金、それから庁舎建設基金への元金の積み立てということで、今回は措置をさせていただいたわけでございます。

新年度の予算については、この後また審議をいただくわけですが、その中では議員がおっしゃる急がれているものにつきましては、極力予算配分はさせていただいていると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○9番（青木秀夫君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第17号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いて

○議長（野中嘉之君） 日程第23、議案第17号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第17号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれに1,346万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,034万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料から520万7,000円を、繰入金から57万1,000円をそれぞれ減額し、繰越金に443万2,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連携納付金から419万5,000円を減額し、諸支出金に284万9,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第17号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ134万6,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,034万9,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長の説明のとおりでありますので、省略させていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。1款1項1目後期高齢者医療保険料520万7,000円の減額でございまして、保険料の確定に伴います減額補正でございます。

次に、3款1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金66万7,000円の減額及び2目の保険基盤安定繰入金9万6,000円の追加でございしますが、後期高齢広域連合に納付します金額の決定によるものでございます。

次に、5款1項1目繰越金443万2,000円の追加でございしますが、前年度繰越金の計上であります。

次、7ページお願いいたします。歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金419万5,000円の減額でございまして、広域連合に納付します事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金の決定により補正でございします。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金284万9,000円の追加でございしますが、前年度の精査による一般会計への返還金でございします。

以上で説明を終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これは、先ほど中里課長が言った早目にやったということで、23年度分が確定した精算分なのですか。まだ3月終わっていないのですが、3月を待たずに暫定的な確定と言ってはおかしいですけれども、そういう先ほど聞くと確定の精算金なんて聞いたのですけれども、23年度まだ終わっていないですよ。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 先ほどの説明の中で私のほうで誤りがありましたので、訂正させていただきます。先ほど、3款諸支出金、2項繰出金、他会計繰入金284万9,000円の追加で、前年度、要するに22年度と言ったつもりでございますが、23年度というふうに申し上げたということで訂正をさせていただきます。22年度の一般会計繰入金の精算による返還金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○9番（青木秀夫君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第18号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第24、議案第18号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第18号であります。平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,519万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,980万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税から1,645万1,000円を、国庫支出金から1億1,349万9,000円を、県

支出金から685万9,000円を、共同事業交付金から1,989万6,000円を、繰入金から1,382万5,000円をそれぞれ減額をし、療養給付費等交付金に5,717万1,000円を、前期高齢者交付金に65万2,000円を、財産収入に1,000円を、繰越金に9,751万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に95万円を、保険給付費に1,200万7,000円を、基金積立金に2,000円をそれぞれ追加し、後期高齢者支援金等から154万1,000円を、共同事業拠出金から2,661万1,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長から説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、引き続きまして議案第18号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,519万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,980万2,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長の説明のとおりでありますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,645万1,000円の減額であります。賦課の現状と収納の現状を勘案しまして減額であります。厳しい経済情勢を反映したものと思われま

す。次に、3款1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金7,558万8,000円の減額ですが、療養給付費等負担金変更申請によりまして、交付額が決定されたことによる減額でございます。

2目高額医療費共同事業負担金284万4,000円の減額につきましても、高額医療共同事業拠出金の決定によるものでございます。

次に、3款2項1目財政調整交付金3,534万9,000円の減額でございますが、やはり変更申請に伴います交付決定額によるものでございます。

7ページをお願いいたします。3款2項3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金28万2,000円の追加でございます。この事業は全額国庫負担でありまして、70歳以上の高齢受給者証発行に係る補助金でございます。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金5,717万1,000円の追加でございますが、退職被保険者等療養給付費の増によるものでございます。

次に、5款1項1目前期高齢者交付金65万2,000円の追加でございますが、やはり交付額確定による追加でございます。

6款1項県負担金、1目高額療養費共同事業負担金284万4,000円の減額でございますが、高額医療共同事業拠出金の決定によるものでございます。

次の8ページをお願いしたいと思います。6款2項県補助金、1目財政健全化補助金7万3,000円の追加、次の3目財政調整交付金408万8,000円の減額でございますが、それぞれ変更申請によります交付額の決定によるものでございます。

7款共同事業交付金、1目高額医療共同事業交付金315万7,000円の追加、2目保険財政共同安定化事業交

付金2,305万3,000円の減額であります、それぞれの交付額決定に伴います補正でございます。

次の8款、財産収入につきましては、基金の利子の追加でございます。

9ページをお願いいたします。9款1項1目一般会計繰入金1,382万5,000円の減額でございます。保険基金安定繰入金、保険税軽減分70万円、保険者支援分292万3,000円、財政安定化支援事業分61万1,000円の追加でございますが、それぞれ繰入額決定によるものでございます。

次に、その他一般会計繰入金、福祉ペナルティー分の39万7,000円の追加につきましては、繰入額の決定によるものでございます。また、法定外の繰入金でございますけれども、1,845万6,000円の減額でございます。23年度の見込み及び22年度、前年度までの法定外繰入金精算によります減額をするものでございます。

次に、10款1項繰越金、1目その他繰越金9,751万3,000円の追加につきましては、前年度繰越金の計上でございます。

10ページをめくっていただきたいと思っております。歳出でございます。1款1項総務管理費、1目一般管理費40万7,000円の追加でございますが、主に高齢者医療制度円滑事業に係ります高齢受給者証作成費及び郵送料等の追加でございます。

次に、連合会負担金でございますが、54万3,000円の追加でございますが、連合会のシステム変更に伴う負担金の追加でございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養費400万円の追加でございますが、23年度末までの給付費の推計による不足分を追加するものでございます。

11ページ、2款1項2目退職被保険者等療養給付費700万円の追加、3目一般被保険者療養費30万円の追加、2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費18万1,000円の追加につきましても、23年度末までの給付費の推計による不足分を追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。2款2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費50万円の追加、3目一般被保険者高額介護合算療養費2,000円の追加、4目退職被保険者等高額介護合算療養費2万4,000円の追加につきましても、23年度末までの給付費の推計による不足分を追加するものでございます。

13ページ、3款1項1目後期高齢者支援金154万1,000円の減額でございますが、支援金額の確定によります減額となります。

次に、8款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金1,137万3,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金1,523万8,000円の減額につきましても、拠出金額の確定によりますものでございます。

14ページをお願いいたします。10款1項基金積立金2,000円の追加でございますが、預金利子に係る支出の補正でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今、説明がありました6ページ、8ページのこの療養給付費負担金が7,500万円歳入のほうで減額されているのです。これは、先ほどの国庫負担金なのですが、制度の変更によると説明を受けたのですが、どういう変更が、突然されるのですか、年度途中に。それに伴って、県のほうも、それと連



動して変更されているみたいなのですが、これはどういうことがどういうふうに途中で変更になったのか。

それで、金額的には、これ見ると相当の金額ですね。国のほうが1億1,000万、県が何千万組んでいるのだから、足しますと相当の金額が途中で減額されると。これは23年度以前にはこういう予告というか通告はなくて、突然こういうのが出てくるのですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 6ページ等の国庫支出金、療養給付費等の負担金が激減しているというようなお質問で、その理由ということでございますが、この国庫負担金の療養等負担金につきましても、年度当初に概算を申請しております。今般、ほぼ最終的な23年度分の変更申請がありまして、その結果、減額になったというのが今回の減額の理由でございます。ですから、制度とかそういった変更による減額ではなく、平成23年度の一般被保険者にかかわります療養給付費が減額になったということが、この減額の理由であります。

その理由としましては、7ページの中段でございますけれども、4款療養給付費等交付金が5,717万1,000円ほど追加してございますが、これにつきまして退職被保険者の方が増えたと同時に、医療費が増になったということでございまして、その分一般被保険者分の医療費が減っているというのも、一つの要因であると思います。制度とかの変更ではございません。23年度の修正変更は、修正申請によります減額ということになります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、要するに医療の給付費が、退職者は別にして、一般の被保険者の療養給付費が減ったと。それに伴っての調整で、当初予算に比べて、申請したら、調整したら7,500万円減ったと。減らされたのではなくて、要するに医療費の給付費が減ったということに伴う減額と。こちらの退職者のほうは増額していると、そういうことなので、別に一方的に減らされたというわけではないわけだ。

それから、それが減ることによって、もう一つ聞きたいのは繰越金なのですけれども、繰越金が9,700万円ここに計上してあるわけなのですけれども、何かお金がなければ、ずっと計上、繰越金が1億円も出てくるのですけれども、この1億円の繰越金はどこにたまっているのですか、ここに計上される前は。つじつまを合わせるためにやるわけですね。1億円国庫支出金が減ると。減るから、それをどこからか捻出しないといけないと。捻出するもとは、この9,700万円、3月末を見込んで早目に調整したということもあるのでしょうか。この繰越金の発生元というか入手元、それはどうなっているのですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 青木議員さんのご質問についてお答えいたします。

前期繰越金の関係でございますが、これは22年度の決算によりまして歳入歳出の差引残高として、予算で申し上げますと1億7,224万9,000円ですが、それらが22年度からの繰越金として23年度へ引き継がれたわけです。私どもとしましては、その繰越金を一括して歳入に上程するのではなく、国保の財政状況を勘案しな

がら、留保資金としましてとどめておくというような方法を取りまして、過去何回か補正をしたときにも繰越金を計上させていただいております。今回の3月による第3号の補正によりまして、22年度からの繰越金全額を23年度の繰越金として計上しているということで経理をしております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、今の留保資金は、今は底をついてゼロということになっているわけですね。

それから、これと関係ないのですが、今日配られた例月出納検査結果報告書、これに最新のものが、12月分が載っているのですけれども、これに国保会計というのは、これ小嶋さん持っていない。今日、私らは今朝配付されたのですけれども。

〔「持ち合わせていない」と言う人あり〕

○9番（青木秀夫君） ない。持っていない。そうか、持っていないのだね。そうしますと、中里さんわかるね、これ。これは会計だから、会計のほうか。国民健康保険の残高2億8,200万円とあるのですけれども、これは何なのですか。

○議長（野中嘉之君） 荒井会計管理者。

〔会計管理者（荒井利和君）登壇〕

○会計管理者（荒井利和君） 今のお答えでございますけれども、歳計外現金というのがございまして、22年度分と23年度分両方足した数字でそこには計上されております。22年度分は去年の決算議会で確定していますので、22年度のお金は使えません。23年度の金を歳計外現金で回しています。トータルでそれには載っていると思います。

○9番（青木秀夫君） それで、この中に1億円の一時借り入れだけか、会計間流用額というのが載っているのですけれども、これはどういう性質のものなのですか。

○議長（野中嘉之君） 荒井会計管理者。

〔会計管理者（荒井利和君）登壇〕

○会計管理者（荒井利和君） それは、年度当初でございますので、まず支払準備基金という形で計上させていただいております。国保が7月から徴収が始まりますので、それまでの支払準備基金がないということでございますので、1億円を一般会計から国保会計のほうへ一時貸し出しということでございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君に申し上げます。3回を過ぎておりますので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第19号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第25、議案第19号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第19号であります。平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,994万8,000円といたすものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に167万円、支払基金交付金に24万円、県支出金に10万円、財産収入に2万3,000円、繰入金に173万円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、総務費に294万円、保険給付費に80万円、基金積立金に2万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましても、同じく担当課長から説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第19号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ376万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,994万8,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては、町長の説明のとおりでありますので、省略させていただきます。6ページをお開きいただきたいと思っております。歳入です。3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金16万円の追加でございますが、歳出の保険給付費追加分80万円の20%分でございます。

次に、3款2項国庫補助金、1目調整交付金4万円の追加でございますが、やはり給付分の5%分の計上でございます。

4目介護保険事業費補助金147万円の追加でございますが、介護報酬改定に伴いますシステム改修費294万円の2分の1の補助金の計上でございます。

次に、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金24万円の追加でございますが、歳出の保険給付費分の30%分でございます。

7ページ、5款1項県負担金、介護給付費負担金10万円の追加でございますが、やはり保険給付分の12.5%の計上でございます。

次に、6款1項財産運用収入、1目利子及び配当金2万3,000円の追加でございますが、介護保険基金の利子収入の追加でございます。

次に、7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金10万円の追加でございますが、歳出の保険給付費分の12.5%分でございます。

4目その他一般会計繰入金147万円の追加でございますが、介護報酬改定に伴いますシステム改修費294万円の2分の1分の事務費繰り入れでございます。

8ページをお願いいたします。7款2項1目介護保険基金繰入金16万円の追加でございますが、歳出の保険給付費追加分の20%分を追加補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項総務管理費、1目一般管理費294万円の追加でございますが、介護報酬改定に伴いますシステム改修費の追加補正でございまして、厚生労働省の指示により、全国の介護保険者が一斉に実施するものでございます。

次に、2款2項1目介護予防事業計画給付費20万円の追加でございますが、23年度末までの推計による不足分を追加するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。2款4項1目高額介護サービス費60万円の追加でございますが、23年度末までの推計によります不足分を追加するものでございます。

4款1項1目基金積立金2万3,000円の追加でございますが、介護保険基金から生じる預金利子の追加の補正でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第20号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第26、議案第20号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第20号であります。平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の一部を組み替えをするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第20号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。1目下水道、総務費27節公課費の中の23年度支払いの消費税額が中間納付の対象になったために、その不足納付額分26万7,000円を4目水質浄化センターの11節需用費から同額の26万7,000円を減額し、組み替え補正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第21号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第27、議案第21号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第21号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正につきましては、一般会計出資金に関するものであります。補正予算の内容でございますが、当年度の一般会計出資対象事業の管路耐震化事業費が減少したため、資本的収入の第5項出資金既決予定額500万円を減額補正するものでございます。

なお、細部については担当課長から説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第21号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。本補正予算の詳細についてですが、当年度に予定されていた町道の改良工事、延長の縮小やその他の布設がえ工事に伴う県道の舗装本復旧等の附帯工事が、道路管理者との協議によりまして次年度に実施予定になったことから、当年度の耐震化事業費が減少しまして、一般会計の出資繰り出し基準を下回る事業費となったため、既決予定額の500万円を減額補正するものでございます。

よろしくご審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第22号 平成24年度板倉町一般会計予算について

議案第23号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第25号 平成24年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第26号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第27号 平成24年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（野中嘉之君） 日程第28、議案第22号から日程第33、議案第27号までの6件は、平成24年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、24年度の予算について提案の理由を申し上げます。議案第22号から議案第27号までの平成24年度各会計の当初予算につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第22号 平成24年度板倉町一般会計予算についてご説明申し上げます。本案は、平成24年度

板倉町一般会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億4,800万円と決めました。これは前年度対比3億6,300万円、6.6%の減となっております。

まず、歳入につきまして、その主たるものについて金額と構成比につき申し上げます。町税であります。17億2,194万2,000円、構成比33.5%、地方譲与税9,300万円、1.8%、利子割交付金300万円、0.1%、配当割交付金200万円、これはカウントいたしません。株式等譲渡所得割交付金50万円、同じくノーカウントであります。地方消費税交付金1億2,000万円、構成比2.3%、ゴルフ場利用税交付金1,200万円、構成比0.2%、自動車取得税交付金1,800万円、同じく0.3%、地方特例交付金700万円、構成比0.1%、地方交付税14億1,000万円、構成比27.4%、交通安全対策特別交付金200万円、分担金及び負担金6,049万3,000円、構成比1.2%、使用料及び手数料5,580万8,000円、同じく1.1%、国庫支出金4億1,183万1,000円、これは8%、県支出金3億1,284万9,000円、同じく6.1%、財産収入258万5,000円、寄附金4,000円、繰入金4億61万7,000円、構成比7.8%、繰越金8,000万円、構成比1.6%、諸収入4,997万1,000円、構成比1.0%、町債3億8,440万円、構成比7.5%でございます。

次に、歳出について申し上げますが、まず目的別の金額と構成比について申し上げます。議会費9,056万7,000円、1.8%、総務費6億6,376万円、12.9%、民生費16億532万2,000円、構成比31.2%、衛生費5億1,059万5,000円、構成比9.9%、労働費1,103万8,000円、構成比0.2%、農林水産業費1億8,860万3,000円、3.7%、商工費6,968万7,000円、1.3%、土木費6億6,109万8,000円、12.8%、消防費2億8,158万3,000円、5.5%、教育費5億7,055万8,000円、11.1%、災害復旧費1,000円、公債費4億9,018万2,000円、構成比9.5%、諸支出金6,000円、予備費500万円、構成比0.1%であります。

さらに、性質別に大別して申し上げますと、義務的経費のうち人件費は11億7,978万円で22.9%、そのほかの義務的経費が11億5,091万7,000円で22.4%であり、合わせて23億3,069万7,000円で45.3%であります。また、投資的経費は5億724万4,000円で9.8%であり、その他の経費が23億1,005万9,000円、44.9%となっております。一方、自主財源比率は46.1%、依存財源比率が53.9%の構成比率となっております。

以上、平成24年度一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げますが、細部につきましては後ほど担当課長よりご説明を申し上げます。

次に、議案第23号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,619万2,000円と定めるものでございまして、前年度対比12.1%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、広域連合への納付金の増額によるものであります。歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料8,420万4,000円、繰入金5,477万8,000円でございます。

次に、歳出の主なものは、総務費454万1,000円、後期高齢者医療連合納付金1億2,844万9,000円、予備費300万円でございます。

以上、平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

続いて、議案第24号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億560万9,000円と定めるものでございまして、前年度対比1.2%の減額となっております。なお、減額の主な理由につきましては、保険給付費共同事業拠出金等の減

額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 5 億1,125万8,000円、国庫支出金 5 億5,264万9,000円、前期高齢者交付金 2 億8,556万3,000円、共同事業交付金 2 億1,962万1,000円、繰入金 1 億9,536万4,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費12億9,301万円、後期高齢者支援金等 2 億6,498万4,000円、介護納付金 1 億3,261万6,000円、共同事業拠出金 2 億4,030万3,000円でございます。

以上、平成24年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第25号 平成24年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成24年度介護保険特別会計の当初予算であります。平成24年度の予算編成に当たりましては、今年度より団塊の世代が高齢期に達することから、要介護者や要支援者、さらには将来介護を必要とする状態になる可能性の高い高齢者の増加が見込まれております。このような現状を踏まえまして、給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところでございます。平成24年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を11億1,716万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料 1 億8,830万円、国庫支出金 2 億4,530万5,000円、支基金交付金 3 億756万6,000円、県支出金 1 億5,901万7,000円、繰入金 2 億1,687万4,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費4,397万6,000円、保険給付費10億4,488万8,000円、地域支援事業2,699万1,000円でございます。歳出の93.5%が保険給付費に当たるわけで、そういった状況でございます。なお、細部については、後ほど担当課長からご説明申し上げます。

次に、議案第26号 平成27年度下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在、板倉ニュータウン区域218ヘクタールのうち約116ヘクタールを供用開始いたしております。平成24年度におきましても、引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な維持管理を中心に予算を計上しております。

平成24年度の予算につきましては、総額 1 億9,086万5,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料について4,100万3,000円、ほか他会計繰入金 1 億4,685万7,000円、繰越金300万円を見込み計上いたしました。施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ1,000円ずつを計上しております。預金利子、雑入につきましても、それぞれ1,000円を計上いたしております。

次に、歳出につきましては、下水道総務費3,190万7,000円、下水道建設費3,000円、管渠維持費61万7,000円、水質浄化センター費5,071万3,000円、公債費 1 億752万5,000円、予備費10万円を計上しております。

以上、24年度の板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第27号 平成24年度板倉町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。本町の水道事業は、施設の老朽化が進み深刻な状況に直面しているところであります。このことから、平成24年度予算でございますが、町民の皆様にとって安心、安全な水を安定供給するために、老朽化した各浄水場の維持管理に重点を置き、残存する石綿セメント管の布設がえ工事及び漏水対策を継続する予算編成でございます。

予算の概要といたしましては、まず収益的収入でございますが、給水収益を含む営業収益を 3 億3,888万3,000円、その他の収益を46万2,000円とし、事業収益の総額を 3 億3,930万円といたしました。収益的支出



につきましては、県水道の受水費、施設維持管理費、人件費、現金の支出を伴わない減価償却費等を含む営業費用を3億672万5,000円、企業債利息、消費税等を含むその他の費用を2,609万8,000円とし、事業費用の総額を3億3,382万3,000円といたしました。

また、資本的収入につきましては、企業債4,640万円、負担金480万円、出資金360万円等でありまして、総額5,480万1,000円の収入を見込み、資本的支出につきましては配水管布設費、浄水場整備費等の建設改良費に1億2,457万2,000円、企業債償還金4,184万円、一般会計出資債償還負担金393万1,000円で、総額1億7,034万3,000円の支出を見込みました。

なお、資本的収入額が支出額に対する不足額1億1,554万2,000円は、内部留保資金及び減債積立金で補てんするものでございます。

なお、細部につきましては、これも担当課長からご説明申し上げますので、全体をよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

説明される担当課長に申し上げます。後日、各常任委員会において予算事務調査も行うことになっており、説明は簡潔に願います。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、私から議案第22号 平成24年度板倉町一般会計予算の細部について説明を申し上げます。

まず、議案書1ページをお願い申し上げます。まず、24年度の板倉町一般会計予算は、次に定めるところによるということでございまして、歳入歳出予算につきましては、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億4,800万円と定めるものでございます。なお、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにございます第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、第2条で地方自治法第214条の規定によります債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、6ページにございます第2表、債務負担行為によるところでございます。

次に、地方債でございますが、第3条でございます。地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、7ページにございます第3表、地方債によるところでございます。

次に、一時借入金でございますが、第4条でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の限度額は5億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございますが、第5条で規定のとおりでございます。

では、2ページ、第1表をお願いいたします。先ほど町長が提案理由で申し上げました内容と一部重複する部分もあると思いますけれども、ここでは款項に係る予算額について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1款の町税でございますが、前年と比較した内容で申し上げますと、前年度と比較しまして1,147万9,000円、0.7%減となる17億2,194万2,000円でございます。なお、各項については、主なものを申し上げますと、町民税でございますが、これは現年度、それから滞納繰り越し分合計でございますが、まず町民税に

については6,336万4,000円増の、割合で申しますと9.7%増の7億1,644万9,000円でございます。

次に、固定資産税でございますが、8億9,541万7,000円でありまして、前年度と比較しますと8,968万8,000円の減、9.1%の減少ということでございます。軽自動車税、たばこ税については省略させていただきます。

次に、2款の地方譲与税でございますが、こちらにつきましては9,300万円でございます、前年と同額でございます。内訳を申し上げますと、1項の地方揮発油譲与税では前年に比較しまして100万円増の2,600万円、それから2項の自動車重量譲与税につきましては100万円減の6,700万円と見込んでございます。

次に、3款、4款、5款については省略させていただきます、6款の地方消費税交付金でございますが、こちら前年同額の1億2,000万円を見込んでございます。

次に、7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、こちらにつきましては前年比100万円減の1,200万円、割合にしまして7.7%減を見込んでございます。

次に、8款の自動車取得税交付金でございますが、こちらにつきましては1,800万円を見込んでおりまして、前年に比較しますと400万円、18.2%の減ということでございます。これにつきましては、普通自動車等の売り上げ等の減少、そういったものを見込まざるを得ないということでの見込みでございます。

次に、9款の地方特例交付金でございますが、これは予算額700万円ということでございまして、前年に比較しますと1,800万円、割合にして72.2%の減額ということでございます。この理由といたしますと、児童手当、子ども手当、それと自動車取得税の特例交付金が23年度で終了いたします。残るのは住宅取得控除の減収補てんの特例交付金のみとなるものでありますので、大きな減少と、減額ということになります。

次に、10款の地方交付税でございますが、こちらにつきましては14億1,000万円を見込んでおります。前年の当初予算に比較しますと5,000万円の増、プラス3.7%ということでございます。これにつきましては、今年度、23年度の実績と、それから国の地方財政計画等を勘案して見込んでございます。

次に、11款は省略いたしまして、12款の分担金及び負担金でございますが、これは主に保育園利用者負担金が主体となるものでございますが、こちらにつきましてはおおむね前年同額の6,049万3,000円を見込んでございます。

次に、13款の使用料及び手数料でございますが、こちらにつきましては内容的には町営駐車場、それから町営住宅の使用料、それから諸証明、ごみ処理等の手数料の収入でございますが、こちらについても5,580万8,000円を見込んでおりまして、前年に比較しますと80万円弱の減額というような内容でございます。

次に、14款の国庫支出金でございますが、4億1,183万1,000円を見込んでございます。これにつきましては、前年に比較しますと8,423万8,000円の減少でございます、割合で申しますと17%の減少ということでございます。この主な内容を申し上げますと、子ども手当制度の変更によります国庫負担金の減額、それから逆に八間樋橋関係では道路事業の交付金の増等がございます。そういう中での減少ということでございます。

次に、3ページをお願いいたします。15款の県支出金でございますけれども、3億1,284万9,000円を見込んでございまして、前年に比較しますと3,032万7,000円の減と、割合にしますと8.8%の減少でございます。こちらにつきましては、子ども手当の県負担金の増額あるいは緊急雇用創出事業補助金の減、それと昨年度と申しますか、23年度には県知事選挙、それから県議選挙の選挙委託金があったわけでございますが、これ

が24年度はなくなりますので、そういった面での減ということでございます。

次に、16款、17款は省略いたしまして、18款の繰入金でございますけれども、4億61万7,000円を見込んでございます。これにつきましては、前年に比較しまして1億2,238万7,000円の減、割合にしますと23.4%の減ということになります。

2項の基金の繰り入れでございますが、こちらを3億9,547万7,000円で見込んでおりまして、前年に比較しますと1億2,506万円余の減ということでございます。割合にして24%の減ということになります。

それから、19款の繰越金でございますが、8,000万円を見込んでおります。これにつきましては、前年に比べまして4,000万円の増ということで100%の増加と、2倍を見込んでおります。

次に、20款の諸収入につきましては省略いたしまして、21款の町債でございますが、こちら3億8,440万円を予定しております。前年に比較しますと1億8,220万円の減、割合にしますと32.2%の減ということになります。この部分につきましては、また第3表でご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、歳入の合計が51億4,800万円ということになるものでございます。前年に比較しますと3億6,300万円の減、割合では6.6%の減ということでございます。

加えて少々申し上げますと、主な歳入の総額に占める割合、構成率を町長も提案理由で申し上げましたが、もう一度主なものだけ申し上げますと、町税が33.5%、地方交付税が27.4%、国庫支出金が8%、県支出金が6.1%、繰入金が7.8%、町債が7.5%、以上申し上げましたものを足し上げますと90.3%というような内容になります。それから、財源の内訳のうち特定財源が10億6,975万5,000円で、全体の総額から見ますと20.8%、一般財源が40億7,824万5,000円で79.2%というような内容でございます。

では、4ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、1款の議会費ですが、9,056万7,000円でございます。これは前年に比較しますと1,842万2,000円の減、16.9%の減少ということでございます。この要因としますと、定数の減、それから議員共済会への負担金の減額等が要因となっております。

次に、2款の総務費ですが、こちらにつきましては6億6,376万円でございます。前年比では644万8,000円の増、割合で1%の増加ということでございます。1項から6項までおのおのございますけれども、総体的に申し上げますと、23年度は統一地方選挙の年であり、複数の選挙がありまして、選挙費等は大方それから比べますと減額をされているという状況でございます。それから、総務管理費のふるさとづくり費の中におきましては、ニュータウン内の産業用地に誘致をしました企業に対しまして、誘致の促進奨励金、これを24年度で初めて900万円ばかり予算計上をいたすものでございます。以上が総務費の主な内容となるところでございます。

次に、3款の民生費でございますが、総額16億532万2,000円ということで、前年に比較しますと2,711万2,000円の減、割合にしますと1.7%の減少ということでございます。それぞれの項の数字は見ていただくとおりでございますが、やはりこの中で目立つのは子ども手当。また子どものための手当と名称がいったんは示されたようですが、また何か変わるようであります。子ども手当の関係では、前年に比較しますとおおむね7,000万円程度の予算の減額ということになっております。それから、東北地方太平洋沖地震の被災の見舞金を160万円ばかり、2年目に当たりますが、計上をいたしているところでございます。

次に、4款の衛生費でございますが、5億1,059万5,000円でございます。これは前年に比べますと1,200万円ばかりの減額ということになります。

次に、5款の労働費でございますが、こちらは1,103万8,000円でございます。前年に比べますと4,450万円弱の減額ということですが、緊急雇用創出事業が一部を残しまして23年度いっぱい終了することから、この関係は大幅な減額になるものでございます。

次に、6款の農林水産業費でございます。こちらについては1億8,860万3,000円を計上してございますが、前年に比べますと1億9,900万余の減額と。割合にしますと51%強の減少になります。その要因としますと、23年度には国直轄事業の負担金として1億7,000万円余が計上されたわけでございますが、これが23年度で完結をいたしましたので、その部分が一番大きな減額の要因となっております。

次に、7款の商工費は省略させていただきます。8款の土木費でございますが、6億6,109万8,000円の計上でございます。前年に比較しますと1億3,426万5,000円の増、割合にしますと25.5%の増加ということでございます。その要因としますと、八間樋関係の事業費で2億円、それから町単独の道路整備事業関係で1億700万円の予算を計上をいたしてございます。そのほか公園のいわゆる工事費、補修に係る工事費でございますが、そういったものの増加が入っているものでございます。

次に、9款の消防費でございますが、2億8,158万3,000円でありまして、前年に比べますと1,040万円程度の増加と、3.8%の増加ということでございます。

次に、10款の教育費でございますけれども、5億7,055万8,000円、前年に比較しますと6,818万円ばかりの減額で、割合としますと10.7%の減少ということでございますが、これにつきましては23年度、今年度においては板中の屋内運動場の工事費関係、そういったものの工事が完了したということでありまして、新たな工事等も発生をするわけでございます。そういったものが要因として前年に比べての減額ということになってまいります。

次に、11款の災害復旧費については省略いたしまして、12款の公債費でございますが、4億9,018万2,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、前年に比較しますと1億4,194万円ばかりの減額でございます。割合にしますと22.5%の減少ということでございまして、いわゆる起債の償還も徐々に額が下がってきているというような状況が言えるところでございます。

次に、諸支出金につきましても、省略をさせていただきます。

14款の予備費でございますが、500万円ということで前年同額を計上いたしました。締めまして歳出合計51億4,800万円ということでございまして、歳入同様3億6,300万円の減で、割合で6.6%の減少ということでございます。

性質別の内訳、町長も提案理由で申し上げましたが、もう少しその辺の補足をさせていただきたいと思えます。まず人件費関係では、町長が申し上げましたとおり11億8,000万円の予算を計上してございますが、前年に比較しますと3%の減少でございます。

次に、扶助費でございますが、6億6,100万円の計上をいたしてありまして、前年に比較しますと5.2%の減、それから公債費はただいま申し上げましたとおりでありまして、22.5%の減でございます。

それから、投資的な経費について少々申し上げたいと思えますが、投資的経費につきましては5億700万円を予算に計上してありまして、前年の23年度になるわけですが、23年度の投資的経費との比較で申し上げますと、23年度は国の直轄事業負担金1億7,200万円を含めると、投資的経費が当初予算で6億3,100万円であったわけでありまして、しかしながら、この1億7,200万円を差し引いた残り4億5,900万円と比較をいた

しますと、前年に比べまして10.5%の増ということでございます。

そういったことで、総じて申し上げたいのですが予算総額は前年度から比較しますと減少しておりますけれども、投資的な経費等を比較してみる限りでは、決して消極的な予算編成ではないと。積極的な予算編成をさせていただいたというふうなことで、私ども認識をいたしておるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、6ページの第2表、債務負担行為をごらんになっていただきたいと思います。こちらでは、先ほど申し上げましたとおり第2条に規定する債務負担行為を載せたものでございます。3件ございます。まず、1件目が農業近代化資金の利子補給でございますが、これは期間が借り入れ年度より返済の年度までということでありまして、個人は1%以内、農業協同組合利用施設は1.5%以内を限度としての利子補給をするものについての債務負担行為でございます。それから、次が総合農政推進資金の利子補給でございますが、期間は同様でございます、限度額は1%以内ということでございます。3つ目が中小企業設備近代化資金の利子補給でございますが、これは借り入れの年度の次年度から3年以内という期間でございます、所定の利率で計算した額の3分の1以内を補給するというところでございます。3件とも議員各位ご承知のとおり、制度資金融資にかかわる利子補給でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、7ページの3表、地方債でございます。第3条で規定する地方債の起債は、4つの目的で、今回総額3億8,440万円を予定するものでございます。まず、1点目が上水道事業債でございますが、360万円でございます。次に、公共事業等債580万円でございます。これは括弧書きのとおりでございますけれども、国営附帯の県営農地防災事業の町負担金の90%を起債するものでございます。次に、同じく公共事業等債でございますが、八間樋橋整備事業関係でございます、8,100万円の予定をするものでございます。これにつきましては、総事業費2億円のうち国の交付金が55%交付されますので、残る45%に当たります9,000万円の90%が起債対象になるということから、8,100万円を限度として予定をするものでございます。次に、4つ目が臨時財政対策債でございますが、2億9,400万円を限度額と定めるものでございまして、これにつきましては国の地方財政計画を踏まえての計上ということになるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載してあるとおりでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、これ以降の歳入歳出の事項別明細につきましては、先ほど議長からも申されましたとおり、この後の委員会における予算事務調査のときに、各課なりから詳細な説明がございまして、今日の説明はこれまでとさせていただきますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。午後3時10分より再開いたします。

休 憩 （午後 2時55分）

---

再 開 （午後 3時10分）

○議長（野中嘉之君） それでは再開します。

小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、引き続きまして、議案第23号から25号までの議案を一括してご説明を申し上げます。

議案第23号 平成24年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を申し上げます。歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,619万2,000円と定めるものでございます。その他、概要につきましては省略させていただきまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料ですが、8,420万4,000円で前年比6.8%増であります。この保険料額につきましては、群馬県の広域連合より示されるものでありまして、被保険者2,042人と推計しております。

次に、中ほどであります。3款1項一般会計繰入金、1日事務費繰入金ですが、前年比33.3%増の1,948万4,000円です。増額の理由としましては、広域連合への事務負担金の増によるものでございます。同項保険基盤安定繰入金3,229万3,000円ですが、前年比15.8%の増であります。保険料の軽減分の公費負担であります。県負担分とあわせての繰入額となっております。

続きまして、歳入のほうは終了しまして、歳出へ移りたいと思います。14ページ、15ページを見開きでお願いしたいと思います。1款1項総務管理費につきましては、前年度とほぼ同額の計上でありまして、一般会計繰入金を財源とするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。1款2項徴収費につきましても、前年度とほぼ同額の計上であります。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、1億2,844万9,000円で前年比13%の増であります。納付されました保険料、一般会計よりの事務費負担金及び保険基盤安定負担金の歳出でございます。歳入歳出とも前年比1,469万7,000円の増、前年比12%の増となっております。

以上で後期高齢者医療につきましては終了させていただきます。

次に、議案第24号 平成24年度国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。本会計の概要につきましては、提案理由のとおりでありますので、省略させていただきまして、2ページをお願いしたいと思います。第1表により説明をさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

1款1項国民健康保険税ですが、5億1,125万8,000円の計上です。前年比1,954万7,000円、3.7%の減です。被保険者数5,312人と推計をしております。

次に、3款1項国庫負担金ですが、4億5,152万9,000円で前年比1,456万8,000円の増でありまして、一般療養給付費等の34%相当の計上でございます。

次に、2項国庫補助金につきましては、前年比356万9,000円の増でありまして、一般療養費等の8%相当を計上しております。

次に、4款1項療養給付費等交付金ですが、前年比1,405万3,000円、22.3%の増でありまして、7,595万4,000円を計上させていただきます。支払基金からの歳入です。

次に、前期高齢者交付金でございますけれども、2億8,556万3,000円で前年比20.7%の減です。24年度につきましては、22年度分の精算があるのですが、それらを踏まえての計上となっております。

次に、6款1項県負担金ですが、前年比182万2,000円の減でありまして、1,299万1,000円の計上でありま

す。

2 項県補助金の関係でございますが、県の財政調整交付金でありまして、前年比370万円の増となっております。

次の共同事業交付金でございますが、2 億1,962万1,000円で前年比4.4%の減でございます。高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金として交付されるものであります。

次に、9 款 1 項一般会計繰入金ですが、1 億9,536万3,000円で前年比3.5%の増となっております。うち法定外繰入金でございますが、8,528万5,000円で前年比737万5,000円の増となっております。

10 款 1 項繰越金ですが、前年度からの繰越金といたしまして7,000万1,000円を計上いたしております。

歳入合計20億560万9,000円となりまして、前年比1.2%の減となっております。

次の3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款 1 項総務管理費ですが、前年比18万5,000円の減であります。

2 項徴税费ですが、前年比228万5,000円の減でありまして、378万2,000円の計上であります。

次に、保険給付費、1 項療養諸費11億3,600万円につきましては、前年比2,269万2,000円の減でありまして、平成23年度の給付状況をもとに計上をしております。

2 項高額療養費 1 億4,400万2,000円につきましては、前年比600万円増であります。

4 項出産育児諸費及び5 項葬祭諸費につきましても、平成23年度給付状況に基づきまして計上をしております。

次の3 款 1 項後期高齢者支援金 2 億6,498万4,000円につきましては、前年比1,685万1,000円、6.8%増でありまして、後期高齢者医療への負担金でございます。

次に、4 款、5 款、6 款につきましては省略させていただきまして、7 款 1 項介護保険納付金ですが、1 億3,261万6,000円で前年比238万4,000円、1.8%の減となっております。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者分の負担金でございます。

次に、8 款 1 項共同事業拠出金 2 億4,030万3,000円で前年比1,534万6,000円、6%の減であります。歳入でも触れましたが、高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業への拠出であります。

9 款保健事業費2,183万9,000円でありまして、前年比95万6,000円、4.2%の減であります。前年同様健康診査、人間ドック補助及び医療費通知等を実施してまいりたいと考えております。

次に、12 款諸支支出金ですが、保険税還付金等の計上であります。

4 ページをお願いいたします。13 款予備費としまして500万円の計上でございます。

歳出合計20億560万9,000円、前年比1.2%の減でございます。なお、次ページからの事項別明細につきましては、事務調査時に説明申し上げますので、この場では省略させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第25号 平成24年度介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。平成12年にスタートしました介護保険も13年目を迎えまして、着実にこの高齢社会に根づいているというふう感じております。介護保険給付費も年間増加している状況にあります。

それでは、本会計の概要につきましては、提案理由のとおりでありますので、省略させていただき2 ページ、3 ページの第1 表により説明させていただきます。1 款 1 項介護保険料ですが、1 億8,830万円、前年

比24.4%の増であります。介護保険料改定を概算で見込ませていただいております。

次に、3款1項国庫負担金1億8,476万4,000円ですが、前年比1,134万4,000円、6.5%増であります。介護給付費の20%、施設給付費の15%相当を計上しております。

2項国庫補助金6,063万1,000円、前年比308万1,000円の増であります。保険給付費の5%相当分及び地域支援事業に係ります国庫補助金の計上でございます。

次に、4款1項支払基金交付金3億756万6,000円ですが、前年比3.7%の増であります。保険給付費等の29%相当を計上させていただいております。40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分として交付されるものでございます。

5款1項県負担金1億5,482万5,000円で、前年比8.8%増であります。介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当を計上してございます。

2項県補助金につきましては419万2,000円ですが、前年比30万円、6.6%の減であります。地域支援事業費等の補助金であります。

次に、7款1項一般会計繰入金1億8,214万5,000円につきましては、前年比1.3%の増であります。保険給付費の12.5%相当及び職員人件費、事務費の繰り入れであります。

2項基金繰入金であります。概算で見込んでおります保険料を補完するための繰り入れであります。

3項財政安定化基金繰入金につきましては、介護保険計画第5期の保険料激変緩和対応としまして、群馬県が運営しております財政安定化基金からの単年度の補てんであります。

歳入合計11億1,716万6,000円、前年比6.2%の増であります。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款1項総務管理費3,232万4,000円で前年比376万円、13.1%の増であります。増額の要因としましては、人件費の増であります。

2項徴収費222万6,000円ですが、前年度と同額の計上でございます。

3項介護認定審査会費906万6,000円ですが、前年比36万1,000円の増であります。介護認定調査費及び介護認定審査会の共同設置費であります。

4項趣旨普及費19万8,000円でございますが、制度の周知、啓発等に係ります印刷製本費の計上でございます。

次の2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費9億6,017万5,000円で前年比7.7%の増であります。要介護1から5までの要介護認定者に係る給付費でありまして、前年度までの実績及び24年度の推計をもとに計上しております。

2項介護予防サービス等諸費3,616万4,000円で前年比0.5%の減であります。要支援1、2の要援護認定者に係る給付でございます。前年までの実績、24年度の推計をもとに計上しております。

3項その他諸費110万8,000円ですが、介護報酬審査支払手数料の計上であります。

4項高額介護サービス等費1,473万4,000円、前年比19.7%の増でありまして、やはり前年までの実績及び24年度の推計をもとに計上しております。

5項高額医療合算介護サービス等諸費190万1,000円の計上でありまして、介護と医療保険で支払った負担金の合算によりまして支給されるものであります。

6項特定入所者介護サービス等諸費ですが、3,080万6,000円で前年比8.9%の増であります。やはり前年



までの実績及び20年度の推計をもとに計上をさせていただいております。

次に、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費826万円でありますが、臨時職員、通所型介護事業及び地域サロン事業を中心とした地域介護予防活動費でございます。

2項包括的支援事業、任意事業費1,873万1,000円で前年比809万円の減でありますが、要因としましては職員人件費の減でございます。主に地域包括支援センター業務に係る歳出であります。

歳出合計11億1,716万6,000円で前年比6.2%の増であります。

なお、5ページからの事項別明細書につきましては、事務調査におきまして説明を申し上げますので、省略させていただきたいと思っております。

以上、3議案に関する説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第26号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算ですが、歳入歳出総額それぞれ1億9,086万5,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入につきましては、第1款使用料及び手数料、下水道使用料に4,100万3,000円を予定しております。前年対比としまして5.1%の増でございます。この理由につきましては、主にアパートの入居者の使用料、それと前年に対しての使用件数を見込んだものでございます。

続きまして、第4款の繰入金でございますが、1億4,685万7,000円を予定しております。前年対比としまして1.8%の減。283万2,000円の減額となります。理由としましては、償還金の減額が主なものでございます。

続いて、5款の繰越金につきましては、300万円を予定しました。

以上、歳入合計1億9,086万5,000円とするものでございます。前年対比で1.1%の増額となります。

続いて、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款下水道費8,324万円を予定しました。前年対比としまして12.3%の増でございます。これにつきましては、職員の人件費、下水道全体の計画の見直しの業務の委託料、管渠の維持管理の委託料でございます。それと、水質浄化センター費としまして5,071万3,000円を予定をいたしております。主なものは、光熱水費、設備の機器類の修繕料、維持管理業務委託料に4,165万円、そのほかには電気の保安業務、汚泥処理業務、水質分析委託料等で595万円でございます。

第2款の公債費ですが、1億752万5,000円を予定いたしました。前年対比としまして6%の減額となります。これにつきましては、21年度より償還金が徐々に減少していくということでございます。

歳出合計ですが、1億9,086万5,000円ということで計上をさせていただきました。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号 平成24年度板倉町水道事業会計予算案につきましてご説明申し上げます。17ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございますが、1款の水道事業収益に本年度予算額3億3,930万円を予定をしております。前年度予算額に対しまして2.8%の増となり、932万9,000円の増でございます。

主なものとしましては、1目給水収益に3億2,217万8,000円を見込みました。前年度予算に対しまして2

%増としまして、アパートの入居者増加分と産業団地内の水道料金収入を見込み計上いたしております。

3目のその他営業収益としまして、本年度予算額1,613万5,000円ですが、消火栓の維持管理負担金としまして539万4,000円、それと加入金の846万3,000円などがございます。

18ページをお願いいたします。1款水道事業費用に本年度予算額3億3,382万3,000円を予定をいたしました。これは前年対比予算額に対しまして2.6%の増でございます。

第1項の営業費用に3億672万5,000円を予定をいたしました。前年度予算に対しまして973万3,000円の増でございます。

1目の原水及び浄水費ですが、1億6,237万8,000円を計上いたしました。この中で特に大きい額は14節の委託料ですが、その中でも浄水場運転監視業務委託料1,239万円、そのほかには水道法に規定された水質検査225万5,000円を計上してあります。そのほかには21節の動力費としまして、各浄水場の電気料2,000万円を計上いたしております。また、31節の受水費につきましては、東部地域県の水道受水費としまして1億1,836万5,000円を計上いたしました。

次に、2目の配水給水費には808万3,000円を計上いたしました。前年度予算に比較しまして296万8,000円の減でございます。この減の大きいものにつきましては、14節の委託料でございます。2年に1回の漏水調査委託料がなくなりましたので、減額になったものでございます。

次に、19ページの17節の配給水管漏水修繕費420万5,000円でございます。

次に、4目の総係費ですが、3,939万7,000円。これにつきましては職員の人件費、次の20ページの14節の委託料でございます。検針業務や水道施設の老朽化に伴う整備をするための基本計画策定業務委託料としまして1,419万9,000円を計上いたしました。さらには、16節の賃借料については、水道情報統合システム使用料としまして365万4,000円を計上しているのが主なものでございます。

21ページをお願いいたします。5目の減価償却費でございますが、9,503万円を計上いたしました。これにつきましては、構築物や機械等の償却費でございます。

2項の営業外費用2,558万8,000円を計上しております。主なものは、企業債の利息で2,376万7,000円計上しております。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。22ページをお願いいたします。収入につきましては、1款資本的収入に5,480万1,000円を計上いたしました。前年対比12%の減でございます。この理由につきましては、1目の企業債からの借り入れ予定額が減額したことや国庫補助金の減額でございます。

3項の負担金480万円です。これにつきましては、消火栓の設置負担金の負担でございます。

5項の出資金につきましては、一般会計からの出資金で360万円でございます。

23ページをお願いいたします。支出でございますが、1款資本的支出1億7,034万3,000円ですが、前年対比で2.2%の増でございます。1項の建設改良費に1億2,457万2,000円を計上いたしました。

1目の配水管布設費ですが、1億817万円でございますが、前年度予算に対しまして333万円の減でございます。理由としましては、配水管布設の設計委託の減であります。配水管布設がえ工事としまして1億円を計上しております。これは県道海老瀬一飯野線の舗装復旧、それと町道路線にあわせた石綿管更新工事や漏水対策工事を予定しております。

2目の浄水場の整備費でございますが、1,245万3,000円、これにつきましては北の第1浄水場のろ過砂の

交換、それと東の第5浄水場の原水のpHの設置工事を予定しております。

3目の固定資産の購入費でございますが、394万9,000円を計上しております。これは量水器や浄水場の記録計の購入費でございます。

2項1目企業債の償還金は4,184万円を計上いたしました。

最後に、1ページに戻っていただきたいと思います。1ページの第4条にありますが、資本金収入5,480万1,000円から資本金支出1億7,034万3,000円を差し引きますと、マイナスの1億1,554万2,000円となります。この不足金につきましては、当年分損益勘定留保資金や減債積立金で補てんをしたいと思っております。

以上、説明終わりますが、よろしくご審議のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（野中嘉之君） 以上で平成24年度の各会計予算の説明が終わりました。

これらの審議決定につきましては、各常任委員会において予算事務調査の後、本定例会最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第27号までの平成24年度の各会計予算については、本定例会最終日に審議決定することといたします。

---

#### ○陳情第1号 町道3168号線拡幅整備について

○議長（野中嘉之君） 日程第34、陳情第1号 町道3168号線拡幅整備については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時40分）